

東温市第2次総合計画策定のための 施策評価報告書

[基本計画に掲げた「施策」ごとの達成状況・課題等のとりまとめ]

平成27年5月

東 温 市

目 次

I	調査の概要.....	1
1	調査の目的と総合計画の体系.....	1
2	調査の方法.....	5
3	達成度評価一覧.....	6
II	評価のとりまとめ.....	16
1	全体評価のとりまとめ.....	17
	（1）全体評価.....	17
	（2）政策目標別の比較.....	18
2	政策目標ごとの評価のとりまとめ.....	19
	（1）1 地球と共生する快適環境のまち.....	19
	（2）2 みんなが元気になる健康福祉のまち.....	20
	（3）3 心豊かに学びあう文化創造のまち.....	21
	（4）4 創造性と活力に満ちた元気産業のまち.....	22
	（5）5 自然と調和する快適な都市基盤のまち.....	23
	（6）6 みんなでつくる協働・自立のまち.....	24
III	「主要施策」の達成度の説明、総括及び今後の取組方針	25
1	地球と共生する快適環境のまち.....	26
2	みんなが元気になる健康福祉のまち.....	34
3	心豊かに学びあう文化創造のまち.....	43
4	創造性と活力に満ちた元気産業のまち.....	50
5	自然と調和する快適な都市基盤のまち.....	57
6	みんなでつくる協働・自立のまち.....	64

I 調査の概要

1 調査の目的と総合計画の体系

本報告書は、東温市総合計画（第1次）に掲げられた「主要施策」について、その達成状況及び今後に残された課題等を調査してとりまとめたものであり、第2次東温市総合計画策定のための基礎資料として活用していくものです。

なお、調査対象である東温市総合計画（第1次）の体系は、以下のとおりとなっており、176項目の主要施策を評価しました。

東温市総合計画基本計画（第1次）の体系

将来像

いのち輝き 緑あふれる 東温市

政策目標	政策項目	主要施策
1 地球と共生する 快適環境のまち	1-1 環境施策の総合的推進	(1) 「環境先進地・東温」づくりの総合的推進
		(2) 自然環境の保全
		(3) 環境にやさしいライフスタイルの定着
		(4) 公害等環境問題への対応
	1-2 公園・緑地・水辺の整備	(1) 公園・緑地整備の総合的推進
		(2) 身近な公園・緑地の整備
		(3) 既存公園リニューアルと管理体制の充実
		(4) 特色ある親水・親緑空間の保全と創造
		(5) 全市的な緑化運動の展開
	1-3 上水道等の整備	(1) 水源の確保
		(2) 水道施設の整備
		(3) 水質管理体制の強化
		(4) 水道事業の健全運営
		(5) 節水型まちづくりの推進
	1-4 下水道等の整備	(1) 公共下水道事業の推進
		(2) 農業集落排水施設の適正管理
		(3) 合併処理浄化槽の設置促進
		(4) 下水道等の普及促進
		(5) 下水道事業の健全運営
		(6) 下水道の多面的役割の発揮に向けた取り組みの推進
	1-5 ごみ処理等環境衛生対策の充実	(1) ごみ収集・運搬体制の充実
		(2) ごみ処理体制の充実
		(3) ごみ減量・3Rシステムの構築
		(4) ごみの不法投棄対策の推進
		(5) し尿収集・処理体制の充実
		(6) 浄化槽の適正な維持管理の促進
		(7) 墓地・火葬場の適正管理・整備充実
	1-6 消防・防災体制の充実	(1) 危機管理部門の充実
		(2) 総合的な防災体制の確立
		(3) 武力攻撃等緊急事態対策の推進
		(4) 消防・救急体制の充実

政策目標	政策項目	主要施策
		(5) 防火・防災意識の高揚と自主防災組織等の育成
		(6) 治山・治水対策、市街地浸水対策の推進
	1-7 交通安全・防犯体制の充実	(1) 交通安全対策の総合的推進
		(2) 交通安全意識の高揚
		(3) 交通安全施設等の整備
		(4) 防犯意識の高揚と地域安全活動の促進
		(5) 防犯灯の設置促進
	1-8 消費者対策の充実	(1) 消費者教育・啓発の推進
		(2) 消費生活相談の充実
		(3) 監視・指導の推進
2 みんなが元気になる健康福祉の	2-1 生涯健康づくりの推進	(1) 保険事業推進体制の充実
		(2) 健康管理意識の高揚と自主的活動の促進
		(3) 総合的な健康情報システムの研究・構築
		(4) 成人・老人保健の充実
		(5) 母子保健の充実
		(6) 精神保健の推進
		(7) 難病・感染症対策の推進
		(8) 地域医療体制の充実
		(9) 包括的な地域ケアシステムの確立
	2-2 地域福祉体制づくりの推進	(1) 地域福祉活動推進体制の整備
		(2) 福祉意識の高揚
		(3) 社会福祉協議会、関係団体等の活動支援
	2-3 高齢者施策の充実	(1) 介護保険事業推進体制の整備
		(2) 介護保険事業の推進
		(3) 高齢者の社会参加や自立・健康増進等への支援
	2-4 障害者施策の充実	(1) 障害者施策の総合的推進
		(2) 広報・啓発活動等の推進
		(3) 障害福祉サービスの提供
		(4) 人にやさしい環境整備の推進
		(5) 保育・教育の充実
		(6) 就労機会の拡大と社会参加の促進
		(7) 保健・医療サービスの充実
	2-5 子育て支援の充実	(1) 地域における子育て支援の充実
		(2) 子どもと母親の健康の確保・増進
		(3) 教育環境の整備
		(4) 子育てを支援する生活環境の整備
		(5) 職業生活と家庭生活との両立の支援
		(6) 子どもの安全確保
		(7) ひとり親家庭の支援
		(8) 要保護児童等への支援
	2-6 社会保障の充実	(1) 生活困窮者への適切な対応
		(2) 国民健康保険事業の健全化
		(3) 国民年金制度の啓発
3 心豊かに学びあう文化創造のまち	3-1 生涯学習社会の確立	(1) 生涯学習推進体制の整備
		(2) 生涯学習関連施設の整備充実・機能強化
		(3) 指導者の育成と人材バンクの充実
		(4) 学習情報提供・相談体制の整備
		(5) 特色ある生涯学習プログラムの整備と提供
		(6) 関係団体等の育成
	3-2 学校教育の充実	(1) 学校施設・設備の整備
		(2) 生きる力の育成を重視した教育活動の充実
		(3) 心の問題への対応
		(4) 特別支援教育の充実
		(5) 家庭や地域との連携
		(6) 学校給食の充実

政策目標	政策項目	主要施策
		(7) 教職員の資質・能力の向上
		(8) 県立学校等との交流の推進
	2-3 青少年の健全育成	(1) 青少年健全育成体制の整備
		(2) 健全な社会環境づくりの推進
		(3) 青少年の体験・交流活動等への参画促進
		(4) 青少年団体、リーダーの育成
	2-4 芸術・文化の振興	(1) 芸術・文化団体、指導者の育成
		(2) 芸術・文化の鑑賞機会と発表機会の拡充
		(3) 文化財の保存・活用
		(4) 歴史民俗資料館の充実
	2-5 生涯スポーツの振興	(1) スポーツ振興施策の総合的推進
		(2) スポーツ施設の整備充実・有効活用
		(3) 指導体制の確立
		(4) スポーツ活動の普及促進
	2-6 国際化への対応と多様な交流活動の促進	(1) 国際交流事業の充実
		(2) 国際姉妹・友好都市提携の検討・推進
		(3) 国際交流団体の育成
		(4) 国際化時代に対応したまちづくりの推進
		(5) 地域間交流活動の促進
4 創造性と活力に満ちた元気産業	4-1 農業の振興	(1) 農業振興施策の総合的推進
		(2) 農業生産基盤の充実
		(3) 担い手の育成・確保
		(4) 農作物の計画的な生産と生産性の向上促進
		(5) 「東温ブランド」の開発・販売
		(6) 環境保全型農業の促進
		(7) 「地産地消」の促進
		(8) 「食育」の推進
		(9) 都市と農村との交流の促進
	4-2 林業の振興	(1) 計画的な森林整備の推進
		(2) 森林の保全・育成と総合的利活用
	4-3 商業の振興	(1) 商業振興体制の確立
		(2) 商業機能の強化
		(3) 商店街の環境・景観整備
	4-4 工業の振興	(1) 産業振興体制の確立
		(2) 産業立地環境の整備
		(3) 企業誘致の推進
		(4) 中小企業の経営基盤の強化
		(5) 産業支援・研究開発体制の整備
	4-5 観光・レクリエーションの振興	(1) 観光振興体制の確立
		(2) 観光・レクリエーション施設の充実
		(3) 市内観光ルートの開発
		(4) 農林業と提携した体験交流機能の拡充
		(5) 祭り・イベントの充実
		(6) 広域観光体制の充実とPR活動等の強化
	4-6 雇用・勤労者福祉の充実	(1) 雇用機会の確保と雇用の促進
		(2) 勤労者福祉の充実
5 自然と調和する快適な都市基盤	5-1 調和のとれた土地利用の推進	(1) 土地利用の総合的推進
		(2) 適正な土地利用への誘導
		(3) 地籍調査の推進と成果の活用
	5-2 魅力ある市街地の整備	(1) 都市づくり体制の確立
		(2) 市街地の計画的整備
		(3) 人と環境にやさしい市街地づくり
	5-3 景観の形成	(1) 景観形成の総合的推進
		(2) 既成市街地の伝統的街並みの再生
		(3) 田園風景の保全・創出

政策目標	政策項目	主要施策
		(4) 新市街地の都市景観の創出
		(5) 水辺の自然景観の保全
	5-4 住宅・宅地の整備	(1) 良好な住宅地の形成
		(2) 市営住宅の整備
		(1) 国・県道の整備促進
	5-5 道路・交通網の整備	(2) 市道の整備
		(3) 人と環境にやさしいおいある道路空間づくり
		(4) パーク・アンド・ライドの促進
		(5) 公共交通機関の利便性向上
		(6) 新たな公共交通システムの整備検討
	5-6 情報化の推進	(1) 電子自治体の構築と市全体の情報化の推進
6 みんなでつくる協働・自立のまち	6-1 人権尊重のまちづくりの推進	(2) 情報化の環境づくり
		(1) 人権教育・啓発推進体制の充実
		(2) あらゆる場を通じた人権教育・啓発活動の推進
	6-2 男女共同参画社会の形成	(3) 人権相談・支援の充実
		(1) 男女共同参画社会への啓発・教育の推進
		(2) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
		(3) 労働・雇用における男女共同参画の推進
		(4) 暴力の根絶と女性の健康づくりの支援
	6-3 地域コミュニティの育成	(1) コミュニティ意識の高揚
		(2) コミュニティ施設の整備充実
		(3) コミュニティ活動の活性化支援
	6-4 市民と行政との協働のまちづくりの推進	(1) 協働のまちづくりの総合的推進
		(2) 広報・広聴活動の充実
		(3) 情報公開の推進
		(4) まちづくりに関する学習機会の提供
		(5) 行政計画策定等への参画・協働の促進
		(6) 公共施設整備・管理等への参画・協働の促進
		(7) 多様な市民団体、ボランティア等の育成
	6-5 自立した自治体経営の推進	(1) 行政評価システムの研究・導入
		(2) 組織・機構の改革
		(3) 事務事業の見直しと定員管理・給与の適正化
		(4) 総合窓口の整備
		(5) 広域行政の推進
		(6) 自主性・自立性の高い財政運営の推進

2 調査の方法

東温市総合計画基本計画（第1次）のすべての「主要施策」に対して「施策評価シート」を作成し、平成26年度末の状況を踏まえて、担当職員による自己点検と評価を行いました。

達成度については、以下の基準によりA～Eの5段階で評価しています。

なお、「主要施策」の内容・性格によっては、評価の判断が困難なもの（意識の啓発など）や達成状況を把握しづらいものもありますが、今回の調査では、計画が及ぼす“効果”ではなく、“実施状況”（計画された内容をどの程度実施したか）を中心に各主要施策を評価しています。

達成度基準表

達成度	評価内容	達成状況
A	基本計画に掲げた施策を達成した。 （ほぼ100%実施した）	ほぼ100%
B	基本計画に掲げた施策を概ね達成した。 （75%程度実施した）	75%程度
C	現在、施策の達成に向けて動いている。 （半分程度実施した）	50%程度
D	現在、施策の達成に向けて動き始めている。 （施策に着手し、動き始めることはできた）	25%程度
E	現在、ほとんど手をつけていない。 （施策に着手することができなかった）	0%

3 達成度評価一覧

東温市総合計画基本計画（第1次）に掲げた「主要施策」の達成度を一覧にすると、以下のとおりです。

政策目標	政策項目	主要施策	評価	主担当課	アンケート満足度	アンケート重要度
1 地球と共生する快適環境のまち	1-1 環境施策の総合的推進	(1) 「環境先進地・東温」づくりの総合的推進	A	環境保全課	2.21	5.77
		(2) 自然環境の保全	B	環境保全課		
		(3) 環境にやさしいライフスタイルの定着	A	環境保全課		
		(4) 公害等環境問題への対応	B	環境保全課		
	1-2 公園・緑地・水辺の整備	(1) 公園・緑地整備の総合的推進	A	都市整備課	2.21	4.93
		(2) 身近な公園・緑地の整備	B	都市整備課		
		(3) 既存公園リニューアルと管理体制の充実	B	都市整備課		
		(4) 特色ある親水・親緑空間の保全と創造	B	都市整備課		
		(5) 全市的な緑化運動の展開	A	都市整備課		
	1-3 上水道等の整備	(1) 水源の確保	B	水道課	3.70	6.35
		(2) 水道施設の整備	B	水道課		
		(3) 水質管理体制の強化	A	水道課		
		(4) 水道事業の健全運営	B	水道課		
		(5) 節水型まちづくりの推進	B	水道課		
	1-4 下水道等の整備	(1) 公共下水道事業の推進	B	下水道課	3.09	6.17
		(2) 農業集落排水施設の適正管理	B	下水道課		
		(3) 合併処理浄化槽の設置促進	B	下水道課		
		(4) 下水道等の普及促進	B	下水道課		
		(5) 下水道事業の健全運営	B	下水道課		
		(6) 下水道の多面的役割の発揮に向けた取り組みの推進	B	下水道課		
	1-5 ごみ処理等環境衛生対	(1) ごみ収集・運搬体制の充実	B	環境保全課	2.74	6.62
		(2) ごみ処理体制の充実	B	環境保全課		
		(3) ごみ減量・3Rシステムの構築	B	環境保全課		
		(4) ごみの不法投棄対策の推進	B	環境保全課		
		(5) し尿収集・処理体制の充実	B	環境保全課		

政策目標	政策項目	主要施策		評価	主担当課	アンケート満足度	アンケート重要度
		(6)	浄化槽の適正な維持管理の促進	D	環境保全課		
		(7)	墓地・火葬場の適正管理・整備充実	B	環境保全課		
	1-6 消防・防災体制の充実	(1)	危機管理部門の充実	B	危機管理課	2.96	6.56
		(2)	総合的な防災体制の確立	B	危機管理課		
		(3)	武力攻撃等緊急事態対策の推進	B	危機管理課		
		(4)	消防・救急体制の充実	B	東温消防		
		(5)	防火・防災意識の高揚と自主防災組織等の育成	C	危機管理課		
		(6)	治山・治水対策、市街地浸水対策の推進	B	農林振興課		
	1-7 交通安全・防犯体制の充実	(1)	交通安全対策の総合的推進	A	危機管理課	1.01	6.39
		(2)	交通安全意識の高揚	B	危機管理課		
		(3)	交通安全施設等の整備	B	建設課		
		(4)	防犯意識の高揚と地域安全活動の促進	B	危機管理課		
		(5)	防犯灯の設置促進	B	危機管理課		
	1-8 消費者対策の充実	(1)	消費者教育・啓発の推進	B	総務課	0.66	3.46
		(2)	消費生活相談の充実	A	総務課		
		(3)	監視・指導の推進	A	総務課		
2 みんなが元気になる健康福祉のまち	2-1 生涯健康づくりの推進	(1)	保健事業推進体制の充実	B	健康推進課	3.67	5.94
		(2)	健康管理意識の高揚と自主的活動の促進	B	健康推進課		
		(3)	総合的な健康情報システムの研究・構築	A	健康推進課		
		(4)	成人・老人保健の充実	A	健康推進課		
		(5)	母子保健の充実	A	健康推進課		
		(6)	精神保健の推進	B	健康推進課		
		(7)	難病・感染症対策の推進	B	健康推進課		
		(8)	地域医療体制の充実	A	健康推進課		
		(9)	包括的な地域ケアシステムの確立	D	健康推進課		
	2-2 地域福祉体制づくりの推進	(1)	地域福祉活動推進体制の整備	B	社会福祉課	1.85	5.03

政策目標	政策項目	主要施策		評価	主担当課	アンケート満足度	アンケート重要度
		(2)	福祉意識の高揚	B	社会福祉課		
		(3)	社会福祉協議会、関係団体等の活動支援	B	社会福祉課		
	2-3 高齢者施策の充実	(1)	介護保険事業推進体制の整備	A	長寿介護課	1.72	6.10
		(2)	介護保険事業の推進	B	長寿介護課		
		(3)	高齢者の社会参加や自立・健康増進等の支援	A	長寿介護課		
	2-4 障害者施策の充実	(1)	障害者施策の総合的推進	B	社会福祉課	1.53	5.18
		(2)	広報・啓発活動等の推進	A	社会福祉課		
		(3)	生涯福祉サービスの提供	B	社会福祉課		
		(4)	人にやさしい環境整備の推進	C	社会福祉課		
		(5)	保育・教育の充実	A	社会福祉課		
		(6)	就労機会の拡大と社会参加の促進	B	社会福祉課		
		(7)	保健・医療サービスの充実	B	社会福祉課		
	2-5 子育て支援の充実	(1)	地域における子育て支援の充実	B	保育幼稚園課	1.57	6.03
		(2)	子どもと母親の健康の確保・増進	A	健康推進課		
		(3)	教育環境の整備	B	保育幼稚園課		
		(4)	子育てを支援する生活環境の整備	B	保育幼稚園課		
		(5)	職業生活と家庭生活との両立の支援	B	保育幼稚園課		
		(6)	子どもの安全確保	A	保育幼稚園課		
		(7)	ひとり親家庭の支援	A	社会福祉課		
		(8)	要保護児童等への支援	A	保育幼稚園課		
	2-6 社会保障の充実	(1)	生活困窮者への適切な対応	A	社会福祉課	0.90	5.43
		(2)	国民健康保険事業の健全化	B	市民課		
		(3)	国民年金制度の啓発	A	市民課		
3 心豊かに学びあう文化創造のまち	3-1 生涯学習社会の確立	(1)	生涯学習推進体制の整備	B	生涯学習課	2.45	3.93
		(2)	生涯学習関連施設の整備充実・機能強化	A	生涯学習課		
		(3)	指導者の育成と人材バンクの充実	B	生涯学習課		
		(4)	学習情報提供・相談体制の整備	B	生涯学習課		

政策目標	政策項目	主要施策		評価	主担当課	アンケート 満足度	アンケート 重要度
		(5)	特色ある生涯学習プログラムの整備と提供	B	生涯学習課		
		(6)	関係団体等の育成	B	生涯学習課		
	3-2 学校教育の充実	(1)	学校施設・設備の整備	B	学校教育課	2.36	5.96
		(2)	生きる力の育成を重視した教育活動の充実	B	学校教育課		
		(3)	心の問題への対応	B	学校教育課		
		(4)	特別支援教育の充実	B	学校教育課		
		(5)	家庭や地域との連携	B	学校教育課		
		(6)	学校給食の充実	B	学校教育課		
		(7)	教職員の資質・能力の向上	B	学校教育課		
		(8)	県立学校等との交流の推進	B	学校教育課		
	3-3 青少年の健全育成	(1)	青少年健全育成体制の整備	B	学校教育課	1.28	4.87
		(2)	健全な社会環境づくりの推進	B	学校教育課		
		(3)	青少年の体験・交流活動等への参加促進	A	学校教育課		
		(4)	青少年団体、リーダーの育成	A	学校教育課		
	3-4 芸術・文化の振興	(1)	芸術・文化団体、指導者の育成	B	生涯学習課	1.19	2.94
		(2)	芸術・文化の鑑賞機会と発表機会の拡充	A	生涯学習課		
		(3)	文化財の保存・活用	B	生涯学習課		
		(4)	歴史民俗資料館の充実	B	生涯学習課		
	3-5 生涯スポーツの振興	(1)	スポーツ振興施策の総合的推進	A	生涯学習課	1.35	3.24
		(2)	スポーツ施設の整備充実・有効活用	A	生涯学習課		
		(3)	指導体制の確立	B	生涯学習課		
		(4)	スポーツ活動の普及促進	C	生涯学習課		
	3-6 国際化への対応と多様な交流活動の促進	(1)	国際交流活動の充実	C	総務課	0.36	2.42
		(2)	国際姉妹・友好都市提携の検討・推進	E	総務課		
		(3)	国際交流団体の育成	C	総務課		
		(4)	国際化時代に対応したまちづくりの推進	C	総務課		

政策目標	政策項目	主要施策		評価	主担当課	アンケート満足度	アンケート重要度
4 創造性と活力に満ちた元気産業のまち	4-1 農業の振興	(5)	地域間交流活動の促進	E	総務課	0.47	5.07
		(1)	農業振興施策の総合的推進	C	農林振興課		
		(2)	農業生産基盤の充実	C	農林振興課		
		(3)	担い手の育成・確保	C	農林振興課		
		(4)	農作物の計画的な生産と生産性の向上促進	B	農林振興課		
		(5)	「東温ブランド」の開発・販売	B	産業創出課		
		(6)	環境保全型農業の促進	B	農林振興課		
		(7)	「地産地消」の促進	A	農林振興課		
		(8)	「食育」の推進	B	健康推進課		
		(9)	都市と農村との交流の促進	C	農林振興課		
	4-2 林業の振興	(1)	計画的な森林整備の推進	C	農林振興課	-0.14	3.79
		(2)	森林の保全・育成と総合的利活用	C	農林振興課		
	4-3 商業の振興	(1)	商業振興体制の確立	B	産業創出課	-0.42	4.22
		(2)	商業機能の強化	B	産業創出課		
		(3)	商店街の環境・景観整備	C	産業創出課		
	4-4 工業の振興	(1)	産業振興体制の確立	A	産業創出課	0.25	4.27
		(2)	産業立地環境の整備	A	産業創出課		
		(3)	企業誘致の推進	A	産業創出課		
		(4)	中小企業の経営基盤の強化	B	産業創出課		
		(5)	産業支援・研究開発体制の整備	B	産業創出課		
	4-5 観光・レクリエーションの振興	(1)	観光振興体制の確立	A	産業創出課	0.19	3.55
		(2)	観光・レクリエーション施設の充実	B	産業創出課		
		(3)	市内観光ルートの開発	B	産業創出課		
		(4)	農林業と連携した体験交流機能の拡充	B	産業創出課		
		(5)	祭り・イベントの充実	B	産業創出課		
		(6)	広域観光体制の充実とPR活動の強化	B	産業創出課		

政策目標	政策項目	主要施策		評価	主担当課	アンケート満足度	アンケート重要度
	4-6 雇用・勤労者福祉の充実	(1)	雇用機会の確保と雇用の促進	B	産業創出課	-0.33	5.64
		(2)	勤労者福祉の充実	B	産業創出課		
5 自然と調和する快適な都市基盤のまち	5-1 調和のとれた土地利用の推進	(1)	土地利用の総合的推進	A	国土調査課	0.39	3.58
		(2)	適正な土地利用への誘導	A	国土調査課		
		(3)	地籍調査の推進と成果の活用	A	国土調査課		
	5-2 魅力ある市街地の整備	(1)	都市づくり体制の確立	B	都市整備課	0.57	4.71
		(2)	市街地の計画的整備	B	都市整備課		
		(3)	人と環境にやさしい市街地づくり	B	都市整備課		
	5-3 景観の形成	(1)	景観形成の総合的推進	A	都市整備課	0.63	3.57
		(2)	既成市街地の伝統的街並みの再生	C	都市整備課		
		(3)	田園景観の保全・創出	D	都市整備課		
		(4)	新市街地の都市景観の創出	B	都市整備課		
		(5)	水辺の自然景観の保全	B	都市整備課		
	5-4 住宅・宅地の整備	(1)	良好な住宅地の形成	A	都市整備課	0.65	3.41
		(2)	市営住宅の整備	B	都市整備課		
	5-5 道路・交通網の整備	(1)	国・県道の整備促進	C	建設課	0.45	5.40
		(2)	市道の整備	B	建設課		
		(3)	人と環境にやさしい おいある道路空間づくり	D	都市整備課		
		(4)	パーク・アンド・ライドの促進	D	都市整備課		
		(5)	公共交通機関の利便性向上	B	都市整備課		
		(6)	新たな公共交通システムの整備検討	C	都市整備課		
	5-6 情報化の推進	(1)	電子自治体の構築と市全体の情報化の推進	A	企画財政課	0.35	3.34
		(2)	情報化の環境づくり	A	企画財政課		
6 みんなでつくる協働・自立のまち	6-1 人権尊重のまちづくりの推進	(1)	人権教育・啓発推進体制の充実	B	社会福祉課	0.99	3.52
		(2)	あらゆる場を通じた人権教育・啓発活動の推進	B	社会福祉課		
		(3)	人権相談・支援の充実	B	社会福祉課		

政策目標	政策項目	主要施策	評価	主担当課	アンケート満足度	アンケート重要度
	6-2 男女共同参画社会の形成	(1) 男女共同参画社会への啓発・教育の推進	B	総務課	0.69	3.88
		(2) 政策方針決定過程への男女共同参画の推進	B	総務課		
		(3) 労働・雇用における男女共同参画の推進	B	総務課		
		(4) 暴力の根絶と女性の健康づくりの支援	A	総務課		
	6-3 地域コミュニティの育成	(1) コミュニティ意識の高揚	C	総務課	0.82	3.38
		(2) コミュニティ施設の整備充実	A	総務課		
		(3) コミュニティ活動の活性化支援	D	総務課		
	6-4 市民と行政との協働のまちづくりの推進	(1) 協働のまちづくりの総合的推進	E	総務課	1.09	3.34
		(2) 広報・広聴活動の充実	B	総務課		
		(3) 情報公開の推進	A	総務課		
		(4) まちづくりに関する学習機会の提供	E	総務課		
		(5) 行政計画策定等への参画・協働の促進	B	総務課		
		(6) 公共施設整備・管理等への参画・協働の促進	B	総務課		
		(7) 多様な市民団体、ボランティア等の育成	B	総務課		
	6-5 自立した自治体経営の推進	(1) 行政評価システムの研究・導入	B	企画財政課	0.34	3.85
		(2) 組織・機構の改革	A	総務課		
		(3) 事務事業の見直しと定員管理・給与の適正化	B	企画財政課		
		(4) 総合窓口の整備	B	企画財政課		
		(5) 広域行政の推進	B	企画財政課		
		(6) 自主性・自立性の高い財政運営の推進	C	企画財政課		

「アンケート満足度」と「アンケート重要度」については、東温市総合計画（平成 28 年度～10 年間）の策定に当たって、市民がまちの現状をどのように感じ、これからどのようなまちづくりを考えているかなどについて、平成 26 年 7～8 月に実施したアンケート調査結果から引用しています。

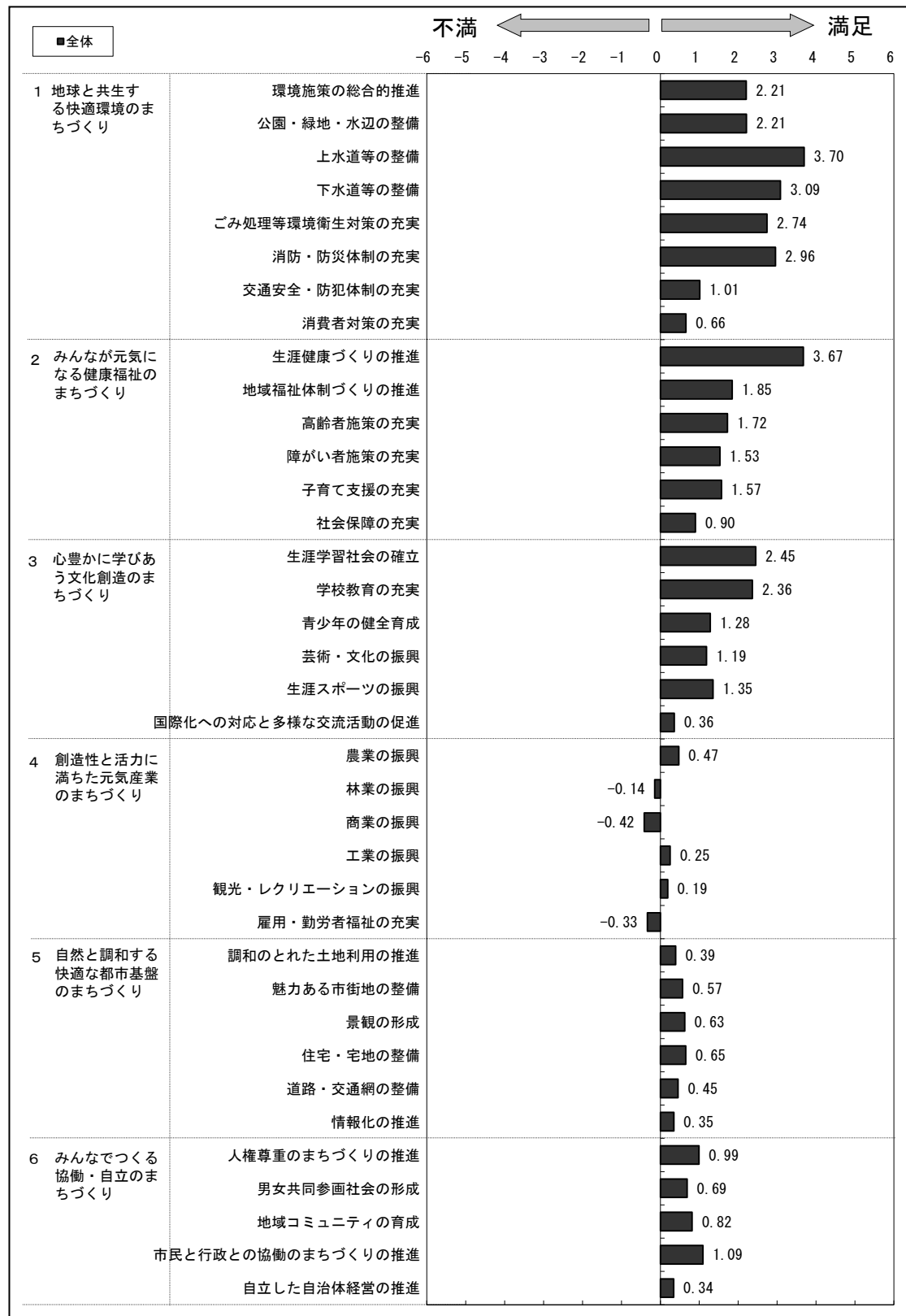
（※このアンケート調査は、市内にお住まいの 16 歳以上 3,000 人を対象に実施し、1,424 人（47.5%）から回答をいただきました。）

「アンケート満足度」については、東温市の各分野の施策について、どの程度満足しているかを把握するため、37 の政策項目ごとに「満足している」、「どちらかといえば満足している」、「どちらともいえない」、「どちらかといえば不満である」、「不満である」5 段階で評価してもらい、その結果を加重平均値による数量化で評価点（満足度：最高点 10 点、中間点 0 点、最低点-10 点）を算出しました。（P. 14 参照）

「アンケート重要度」については、東温市の各分野の施策をどの程度重視しているかを把握するため、37 項目について、「重要である」、「やや重要である」、「どちらともいえない」、「あまり重要でない」、「重要でない」の 5 段階で評価してもらい、その結果を加重平均値による数量化で評価点（重要度：最高点 10 点、中間点 0 点、最低点-10 点）を算出しました。（P. 15 参照）

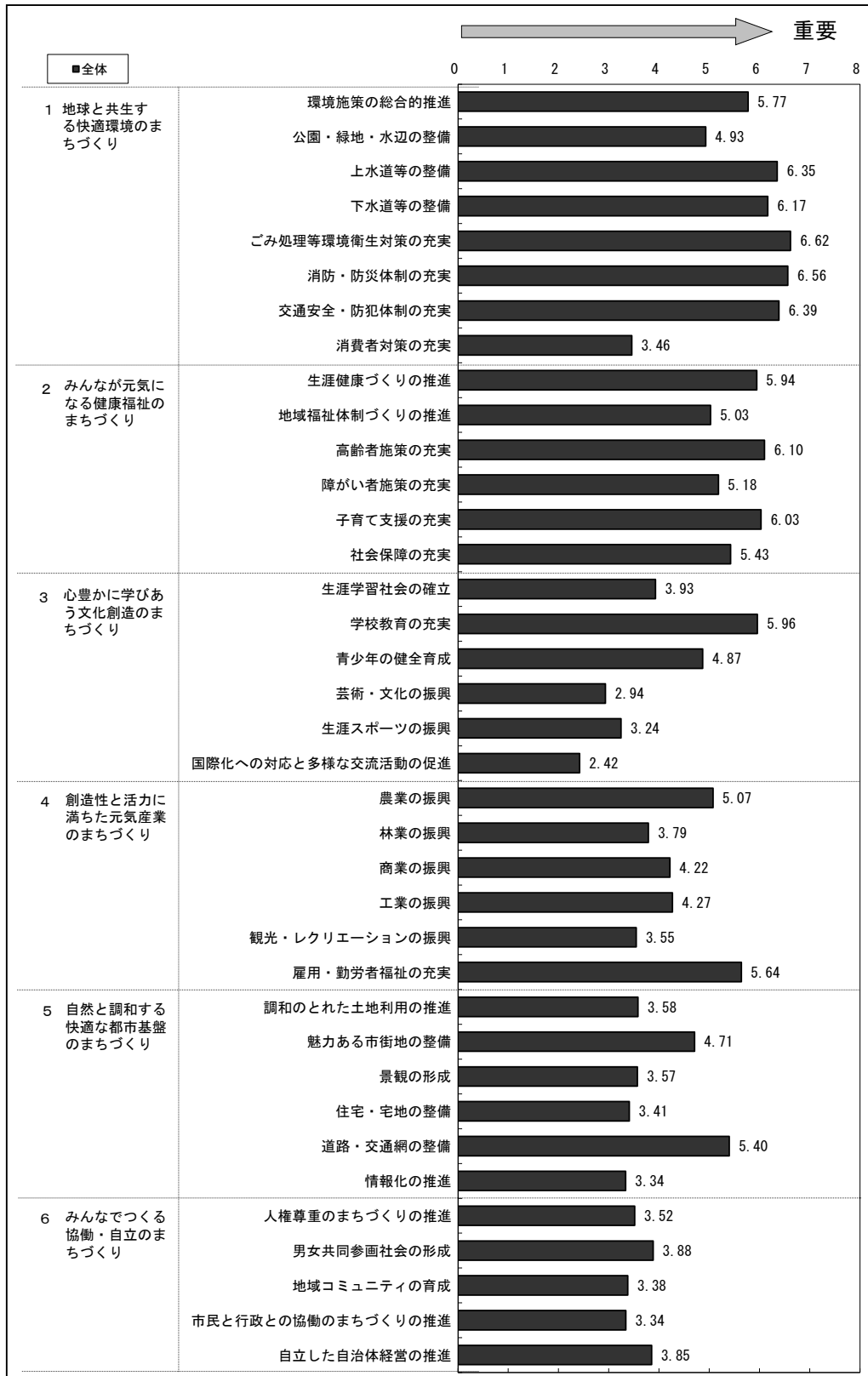
まちの施策に関する満足度（全体）

（単位：評価点）



まちの施策に関する重要度（全体）

（単位：評価点）



Ⅱ 評価のとりまとめ

1 全体評価のとりまとめ

(1) 全体評価

東温市総合計画基本計画（第1次）に掲げた「主要施策」を評価した達成度（A～E）について、それぞれAを100点、Bを75点、Cを50点、Dを25点、Eを0点として点数化し、全計画の達成度の平均を求めると、100点満点で

75.3点

となりました。

今回評価した176にのぼる「主要施策」の中には、様々な内容・性格の取り組みがハード・ソフトの両面にわたって盛り込まれており、正確な点数評価は極めて困難であると言えるものの、東温市総合計画基本計画（第1次）の達成度は、概ね順調に進捗してきたことが伺えます。

今後は、「施策」ごとの達成状況や残された課題等を十分に踏まえながら、計画期間内において、さらに各計画を推進し、現計画の仕上げを行うとともに、各分野の課題を整理し、次期の第2次東温市総合計画基本計画に掲げるべき取り組みの検討を進めていく必要があります。

(2) 政策目標別の比較

東温市総合計画基本計画（第1次）を政策目標別に比較してみると、評価が最も高い政策目標は「2 みんなが元気になる健康福祉のまち」（83.3点）で、全体平均の75.3点を8.0ポイント上回っています。“福祉分野”の評価が高いといえます。

次いで評価が高い政策目標は「1 地球と共生する快適環境のまち」が78.0点で、全体平均を2.7ポイント上回っています。（図表1参照）

図表1 政策目標別達成度（平均点）

政策目標	達成度 (平均点)	評価 順位
1 地球と共生する快適環境のまち	78.0	2
2 みんなが元気になる健康福祉のまち	83.3	1
3 心豊かに学びあう文化創造のまち	71.8	5
4 創造性と活力に満ちた元気産業のまち	73.1	3
5 自然と調和する快適な都市基盤のまち	72.6	4
6 みんなでつくる協働・自立のまち	68.5	6

2 政策目標ごとの評価のとりまとめ

(1) 1 地球と共生する快適環境のまち

達成度	満足度（平均）	重要度（平均）
78.0 点	2.32	5.78

政策目標 1「地球と共生する快適環境のまち」（達成度 78.0 点）は、6 つの政策目標の中で 2 番目の評価となっています。（図表 1 参照）

全計画の達成度平均（75.3 点）を超えている政策項目は「環境施策の総合的推進」、「公園・緑地・水辺の整備」、「上水道等の整備」、「交通安全・防犯体制の充実」、「消費者対策の充実」の 5 項目で、残り 3 項目は平均点以下となっています。（図表 2 参照）

この分野は、アンケートによる住民満足度では、すべての項目がプラス評価となっており、重要度についても、6 項目が 6 点以上と、比較的高いことから、今後も検討を継続していく必要があります。（図表 2 参照）

課題としては、多くの事業で多額の費用と長い歳月を要することから、費用の負担及び事業の将来性を考慮した計画の策定、使用料の再検討を行うなど、効果的、効率的な事業の推進が必要です。またごみ処理等環境衛生対策についてはごみの減量化、焼却施設の長寿命化が課題です。消防・防災体制に関しては防火・防災意識の高揚と自主防災組織体制の構築、情報通信システムの強化が求められます。（P. 26～33 参照）

図表 2 政策項目別達成度（平均点）

	政策項目	達成度 (平均点)	アンケート 満足度	アンケート 重要度
1-1	環境施策の総合的推進	87.5	2.21	5.77
1-2	公園・緑地・水辺の整備	85.0	2.21	4.93
1-3	上水道等の整備	80.0	3.70	6.35
1-4	下水道等の整備	75.0	3.09	6.17
1-5	ごみ処理等環境衛生対策の充実	67.9	2.74	6.62
1-6	消防・防災体制の充実	70.8	2.96	6.56
1-7	交通安全・防犯体制の充実	80.0	1.01	6.39
1-8	消費者対策の充実	91.7	0.66	3.46

(2) 2 みんなが元気になる健康福祉のまち

達成度	満足度（平均）	重要度（平均）
83.3 点	1.87	5.62

政策目標 2 「みんなが元気になる健康福祉のまち」(83.3 点) は、6 つの基本目標の中で 1 番目の評価となっています。(図表 1 参照)

政策項目は 6 項目ですが、「地域福祉体制づくりの推進」を除き 5 項目において全計画の達成度平均(75.3 点)を超えています。(図表 3 参照)

アンケートによる住民満足度はすべての項目がプラスとなっており、特に「生涯健康づくりの推進」は 3 点を超えています。重要度はすべての項目において 5 点以上となっており、高い数値を示しています。(図表 3 参照)

地域福祉体制については、少子高齢化が進行する中で地域による支え合いの体制づくりが求められます。公共団体、各種関係団体、市民などとの裾野の広い協力体制の構築を行い、多様化、複雑化する福祉サービスのニーズへの対応が必要です。今後見込まれる高齢者の増加に向けた地域包括ケアシステムの構築等、介護需要の拡大に対応できる、持続可能な高齢者施策が求められます。また、医療費の増崇が続くなか、健全な財政に基づく各社会保障制度の適正な運営が必要です。(P. 34～42 参照)

図表 3 政策項目別達成度（平均点）

政策項目		達成度 (平均点)	アンケート 満足度	アンケート 重要度
2-1	生涯健康づくりの推進	80.6	3.67	5.94
2-2	地域福祉体制づくりの推進	75.0	1.85	5.03
2-3	高齢者施策の充実	91.7	1.72	6.10
2-4	障害者施策の充実	78.6	1.53	5.18
2-5	子育て支援の充実	87.5	1.57	6.03
2-6	社会保障の充実	91.7	0.90	5.43

(3) 3 心豊かに学びあう文化創造のまち

達成度	満足度（平均）	重要度（平均）
71.8 点	1.50	3.89

政策目標3「心豊かに学びあう文化創造のまち」（達成度 71.8 点）は、6つの政策目標の中で5番目の評価となっています。（図表1参照）

6つの政策項目の中で達成度が最も高い項目は「芸術・文化の振興」、「生涯スポーツの振興」（81.3 点）となっていますが、「国際化への対応と多様な交流活動の促進」（30.0 点）に関しては達成度が低くなっています。（図表4参照）

この分野のアンケート結果では「学校教育の充実」（5.96 点）は重要度が非常に高くなっています。（図表4参照）また、「国際化への対応と多様な交流活動の促進」（0.36 点）は満足度が6項目の中で最低となっています。

市民の学習ニーズへの対応に向けた相互学習機能の活用と市民が主体となった国際交流活動の推進が必要です。また、えひめ国体の開催に向けた準備も求められています。（P.43～49 参照）

図表4 政策項目別達成度（平均点）

政策項目		達成度 (平均点)	アンケート 満足度	アンケート 重要度
3-1	生涯学習社会の確立	79.2	2.45	3.93
3-2	学校教育の充実	75.0	2.36	5.96
3-3	青少年の健全育成	87.5	1.28	4.87
3-4	芸術・文化の振興	81.3	1.19	2.94
3-5	生涯スポーツの振興	81.3	1.35	3.24
3-6	国際化への対応と多様な 交流活動の促進	30.0	0.36	2.42

(4) 4 創造性と活力に満ちた元気産業のまち

達成度	満足度（平均）	重要度（平均）
73.1 点	0.00	4.42

政策目標4「市民が主体のまちづくり」（達成度 73.1 点）は、6つの政策目標の中で3番目の評価となっています。（図表1参照）

6つの政策項目の中で達成度が最も高い項目は「工業の振興」（90.0 点）となっていますが、「林業の振興」（50.0 点）に関しては達成度が低くなっています。（図表5参照）

この分野は、アンケートにおいて重要度は高いものの、満足度は比較的低い分野となっています。これは、市民の関心は高いものの、市民のニーズを十分に満たしているとは言えない分野であることを示しています。特に、「林業の振興」（-0.14 点）、「商業の振興」（-0.42 点）、「雇用・勤労者福祉の充実」（-0.33 点）においては満足度がマイナスとなっています。

課題としては、森林管理の主体者である林業従事者の確保・育成が挙げられます。また、商店街の活性化対策、商工会の組織率の向上が求められます。新たな雇用の場を創出し、労働者が働きやすい環境の整備、ライフステージに応じた資金の融通など勤労者の福祉の充実が必要です。（P. 50～56 参照）

図表5 政策項目別達成度（平均点）

政策項目		達成度 (平均点)	アンケート 満足度	アンケート 重要度
4-1	農業の振興	66.7	0.47	5.07
4-2	林業の振興	50.0	-0.14	3.79
4-3	商業の振興	66.7	-0.42	4.22
4-4	工業の振興	90.0	0.25	4.27
4-5	観光・レクリエーションの振興	79.2	0.19	3.55
4-6	雇用・勤労者福祉の充実	75.0	-0.33	5.64

(5) 5 自然と調和する快適な都市基盤のまち

達成度	満足度（平均）	重要度（平均）
72.6 点	0.51	4.00

政策目標 5 「自然と調和する快適な都市基盤のまち」（達成度 72.6 点）は、6 つの政策目標の中で 4 番目の評価となっています。（図表 1 参照）

この分野も、アンケートによる重要度は比較的高いものの、満足度においては低い数値を示しています。

達成度に関しては、政策項目 1 「調和のとれた土地利用の推進」、政策項目 6 「情報化の推進」が 100.0 点を示しているものの、政策項目 5 「道路・交通網の整備」は 50.0 点と、比較的低い数値を示しています。（図表 6 参照）

本市の道路については、検討は進んでいるものの、厳しい財政状況により整備が進まないという状況になっています。道路のバリアフリー化、環境・景観への配慮も十分な成果を上げることができていません。優先順位づけを行いつつ、計画的な道路整備を進めていく必要があります。公共交通についても、既存の交通機関を維持しつつ、地域のニーズを満たすサービスの創出が求められています。（P. 57～63 参照）

図表 6 政策項目別達成度（平均点）

政策項目		達成度 (平均点)	アンケート 満足度	アンケート 重要度
5-1	調和のとれた土地利用の推進	100.0	0.39	3.58
5-2	魅力ある市街地の整備	75.0	0.57	4.71
5-3	景観の形成	65.0	0.63	3.57
5-4	住宅・宅地の整備	87.5	0.65	3.41
5-5	道路・交通網の整備	50.0	0.45	5.40
5-6	情報化の推進	100.0	0.35	3.34

(6) 6 みんなでつくる協働・自立のまち

達成度	満足度（平均）	重要度（平均）
68.5 点	0.79	3.59

政策目標 6 「みんなでつくる協働・自立のまち」（達成度 68.5 点）は、6 つの政策目標の中で最も低い評価となっています。（図表 1 参照）

達成度においては 5 項目中 2 項目が 50 点台となっています。

この分野は、アンケートによる重要度が比較的高い分野となっているものの、満足度においては十分に高いとは言えない状況です。満足度が最も高い項目は政策項目 4 「市民と行政との協働のまちづくりの推進」（1.09 点）となっており、反対に最も低い項目は「自立した自治体経営の推進」（0.34 点）となっています。（図表 7 参照）

課題としては、自治活動の推進を目的とした各区・組の自主的なコミュニティ活動の支援を通じた研修会等の実施や学習機会の提供、自治会や市民団体、企業などとの調整が必要です。（P. 64～69 参照）

図表 7 政策項目別達成度（平均点）

政策項目		達成度 (平均点)	アンケート 満足度	アンケート 重要度
6-1	人権尊重のまちづくりの推進	75.0	0.99	3.52
6-2	男女共同参画社会の形成	81.3	0.69	3.88
6-3	地域コミュニティの育成	58.3	0.82	3.38
6-4	市民と行政との協働のまちづくりの推進	57.1	1.09	3.34
6-5	自立した自治体経営の推進	75.0	0.34	3.85

Ⅲ 「主要施策」の達成度の説明、総括及び今後の取組方針

1 地球と共生する快適環境のまち

1-1 環境施策の総合的推進

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	「環境先進地・東温」づくりの総合的推進	A	環境保全課	バイオディーゼル燃料を公用車に利用するだけでなく、災害時に活用するための仕組みを構築する等、新たな施策を展開しました。 また、BEMS の導入による照明・空調の適切な利用や緑のカーテンの設置等、庁舎の省エネルギー化も進めています。 今後は、ESCO 事業によって更なる省エネルギー化を図ります。
(2)	自然環境の保全	B	環境保全課	自治会、ボランティア団体、NPO による環境保全活動や、市内小学校の児童による自然林保全活動等が盛んに行われています。 いくつかの団体は国や県等の関係機関から表彰を受けており、活動が高く評価されています。
(3)	環境にやさしいライフスタイルの定着	A	環境保全課	夏季・冬季の「省エネキャンペーン」や、緑のカーテンの種子配布等、市民に活動を呼びかける事業を実施しており、多数の市民が参加しています。 また、市で使用する物品について、間伐材を用いたコピー用紙や、グリーン購入法に基づく事務用品を優先的に購入する等、環境にやさしい取り組みを行っています。
(4)	公害等環境問題への対応	B	環境保全課	通報者からの連絡を元に現地調査を行い、関係機関と連携のもと、直ちに改善できるものは対応し、改善が困難なものは継続的に監視・指導を行いました。
総括及び今後の取組方針				
地球温暖化は世界的な問題となっており、二酸化炭素等の温室効果ガス排出量は国際的な削減目標が定められています。さらに平成 23 年に発生した東日本大震災以降、エネルギーの利用についても見直されており、新エネルギー・省エネルギーの重要性は増しています。 このような状況を踏まえ、市においてもその情勢を注視し、積極的な対応を行っていきます。 また、東温市内の豊かな自然環境を守ることが、地球温暖化対策や生物多様性の保全等の国際的な環境問題の解決にも繋がることから、市民との協働のもと、森林、河川等の保全に努めていきます。				

1-2 公園・緑地・水辺の整備

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	公園・緑地整備の総合的推進	A	都市整備課	平成 19 年3月に策定した「東温市緑の基本計画」に基づき計画的に整備を行っています。
(2)	身近な公園・緑地の整備	B	都市整備課	土地区画整理事業に伴う公園整備については、志津川地区で7公園を計画し平成 26 年度末で3公園、平成 27 年度末には4公園の整備が完了する予定となっており順調な整備が図られています。 身近な公園整備については平成 19 年度に1公園が整備され平成 28 年度に1公園が整備予定となっている状態で、都市計画区域外の公園整備については未実施となっています。
(3)	既存公園のリニューアルと管理体制の充実	B	都市整備課	公園施設の定期的な点検により、遊具等の補修やトイレの改修など既存公園のリニューアルを図っています。 また、地域住民による公園等の維持管理については、現在 3 公園で実施しています。
(4)	特色ある親水・新緑空間の保全と創造	B	都市整備課	年2回程度の除草と植栽管理を実施することにより、水や緑とふれあえる空間の保全が図られています。
(5)	全市的な緑化運動の展開	A	都市整備課	毎年5回、中学生を中心に1回あたり約 70 名から 100 名の参加のもと、花いっぱい運動を実施し、花の苗を育てて市内の保育所(園)・幼稚園・小学校・中学校、分館や婦人会に配布しています。配布した花の苗は、公共施設のみならず市道や県道の路側帯等にも植えられ、全市的な緑化運動の展開に寄与しています。
総括及び今後の取組方針				
新規の公園整備については、多額の費用が必要であるため急速な公園整備は困難ですが、計画の段階から地域住民と協働したワークショップを活用するなど、地域の実情や要望事項を把握し、みんなに親しまれる公園づくりが重要であると考えます。 既存の公園については、引続き適切な維持管理を行い水や緑とふれあえる空間の保全に努めるとともに、経年変化により、老朽化が進んでいる遊具等については平成 25 年度に策定した、「公園施設長寿命化計画」に基づいた適切な修繕・更新により、利用者の安全性の確保や施設の長寿命化によるライフサイクルコストの低減を図ることが重要です。				

1-3 上水道等の整備

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	水源の確保	B	水道課	長期的・安定的な供給を行うため、水源地の整備を実施し、日々の点検等により、適切な施設管理を行い、水の安定供給に努めています。
(2)	水道施設の整備	B	水道課	事業計画に基づき、簡易水道を統合し上水道化を進めており、現在実施中の川内地区が平成 28 年度完成により、東温市上水道事業に移行する予定で、順調に実施できています。
(3)	水質管理体制の強化	A	水道課	関係機関と連携し、水質検査の実施・公表や浄水処理の充実等に努めています。
(4)	水道事業の健全運営	B	水道課	施設の点検・維持管理については、専門業者に一部委託し、適切な管理体制で実施しています。 水道料金については、平成 19 年度より定期的に変更しており、緩やかな経営改善を行っています。
(5)	節水型まちづくりの推進	B	水道課	市民の節水に関する関心が高まり、緩やかではあるが一人当たりの使用量が減少傾向にあります。
総括及び今後の取組方針				
現在、川内地区統合簡易水道事業について、平成 28 年度完成を目指し計画通り実施しています。今後も災害に強い施設整備や病原性原虫に対応できる施設整備を実施します。 水質管理体制の強化や健全運営を図りつつ、安全・安心な水の安定供給に一層努めていきます。 水道料金については、平成 27 年度から新料金体系に改定し、さらなる水道事業の健全経営に努めるとともに、滞納整理の強化に努めます。 施設の運営については、民間委託も含めて検討を行っていきます。				

1-4 下水道等の整備

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	公共下水道事業の推進	B	下水道課	費用対効果等を勘案し、効率的な整備を行っています。 また、平成 26 年度より全体計画の見直しを行っており、今後は市民ニーズを踏まえ、さらに効率的な整備を行っていきます。
(2)	農業集落排水施設の適正管理	B	下水道課	施設の老朽化により修繕費は年々増加傾向にあるが、契約形態の見直し等によりコスト削減に取り組んでいます。 今後は平成 26 年度に策定した農業集落排水最適整備構想を基に、事業を計画的、効率的に実施していくこととしています。
(3)	合併処理浄化槽の設置促進	B	下水道課	合併処理浄化槽設置事業補助金により、集合処理計画区域外における合併処理浄化槽の設置の推進を図りました。
(4)	下水道等の普及促進	B	下水道課	合併処理浄化槽設置事業補助金や下水道普及促進対策助成金の周知を図ることにより、下水道・浄化槽の普及促進を行いました。 また、小学生の社会科見学において、汚水処理についての重要性を周知するなど、学習機会の提供も行いました。
(5)	下水道事業の健全運営	B	下水道課	施設の管理体制及び維持管理費について、費用対効果を勘案しながら適切な事務処理を行いました。 また、平成 21 年度及び平成 25 年度には下水道使用料の見直しを行いました。厳しい経営状況が予想されますので、さらなる経費削減による、健全運営に取り組む必要があります。
(6)	下水道の多面的役割の発揮に向けた取り組みの推進	B	下水道課	浄化槽雨水貯留施設改造助成金により、不要となった浄化槽の有効利用を促進しました。 また、小学生の社会科見学において施設見学の機会を提供し、市民の意識向上を図ることができました。
総括及び今後の取組方針				
下水道事業は多額の費用と長い歳月を要する事業であるため、今後は集合処理と個別処理との費用負担について均衡を図りつつ、使用料単価の定期的な見直し、全体計画の見直しによる整備区域や整備手法の再検討、地方公営企業法の適用による経営上の問題点の明確化などを行い、限られた予算の中で効果的かつ効率的に事業を推進していく必要があります。				

1-5 ごみ処理等環境衛生対策の充実

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	ごみ収集・運搬体制の充実	B	環境保全課	① 平成 23 年度から川内地区において、「粗大ごみ」の分別を「粗大ごみ」と「その他燃やさないごみ」に分け、「その他燃やさないごみ」を無色透明な袋に入れて排出してもらうよう変更したこと及び平成 24 年度から川内地区の「ビンガラス類」の「ガラス」の排出方法について入れる袋に特に指定がなかったものを透明な袋に入れてもらうよう変更したことで、ごみの出し方の統一が図れました。 ② 「東温市地域防災計画」の中で災害廃棄物の処理方法等について定めており、より具体的に詳細な災害廃棄物の処理方法等について定めるため、現在「災害廃棄物処理計画」の策定を計画しています。 ③ ごみ処理の有料化について、今後検討していきます。
(2)	ごみ処理体制の充実	B	環境保全課	① 東温市クリーンセンターについては、計画的な改修を実施し長寿命化を図り適正な維持管理ができました。 ② 平成 22 年度にストックヤードを建設したことで、プラスチック・ペットボトルの集約化が可能となり効率的な運用が図れました。 ③ 平成 26 年度から小型家電の回収を行い金属等の再利用を行うことで、ごみの減量化及び適正な処分ができました。
(3)	ごみ減量・3Rシステムの構築	B	環境保全課	市民意識の高揚や多様な分別の実施などにより、ごみの減量化が進み、また、資源ごみや廃食用油を給食等運搬車両への再利用するなど 3 R システムの構築が図れました。 今後、マイバック利用の促進やごみ処理の有料化などの検討を行い、さらなるごみの減量化を図ります。
(4)	ごみの不法投棄対策の推進	B	環境保全課	環境美化・不法投棄防止パトロールを実施していますが、依然として河川や公園、道路などの不法投棄が多く、平成 23・24 年度にはアナログ放送終了による影響と思われるテレビ等の不法投棄が増加しました。
(5)	し尿収集・処理体制の充実	B	環境保全課	松山衛生事務組合において、処理施設の整備（施設更新）方針を決定し、平成 32 年度供用開始を目指して準備を進めています。
(6)	浄化槽の適正な維持管理の充実	D	環境保全課	浄化槽の管理は、県から委託された愛媛県浄化槽協会が行っています。市においては関係機関と協力しながら適正な維持管理を促進するため、広報等により啓発活動を行っています。
(7)	墓地・火葬場の適正管理・整備充実	B	環境保全課	① 墓地に関しては老朽化した施設の修繕や土砂崩落の復旧を行いました。平成 25 年度に未開放区画を開放して市民の墓地需要に対応しました。 ② 火葬炉に関しては計画的な修繕工事を実施し維持管理を行うことで、施設の長寿命化を図ることができました。
総括及び今後の取組方針				
分別収集の更なる普及啓発や燃やすごみの水切り、コンポスト等の活用、食料の計画的購入などにより、ごみの減量化に取り組む必要があります。 また、老朽化した焼却施設についても、大規模改修による長寿命化を実施し維持管理に努めます。 今後、ごみ処理の有料化やごみ収集体制の効率化について、廃棄物処理検討委員や区長会で協議を行い検討していきます。				

1-6 消防・防災体制の充実

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	危機管理部門の充実	B	危機管理課	危機管理課を中心に、各部署が連携し、安全・安心なまちづくりを総合的に推進しています。
(2)	総合的な防災体制の確立	B	危機管理課	大規模災害に備え、防災関係機関等との連携体制の強化、災害時応援協定の締結、避難所施設等の整備、防災資機材や防災備蓄品の充実、防災行政無線のデジタル化・システム統合による情報通信体制の整備を進めています。
(3)	武力攻撃等緊急事態対策の推進	B	危機管理課	武力攻撃等の緊急事態に備え、国・県の計画に基づき、東温市国民保護計画の見直しを進めています。
(4)	消防・救急体制の充実	B	東温消防	消防救急デジタル無線を整備したことにより、災害発生地点の特定を短縮化でき、119番通報の処理が早くなり消防車や救急車の迅速な運用が可能となりました。
(5)	防火・防災意識の高揚と自主防災組織等の育成	C	危機管理課	① 病院や学校施設などの防火対象物の調査を実施し、適切な災害活動ができるよう警防計画の作成を行っていますが、市内全域の調査には時間がかかっている状況です。 ② 34自治区の全てに自主防災組織が結成され、自主防災組織育成事業により組織力の向上を支援しています。また、東温市自主防災組織連絡協議会を中心に、東温市防災士会やボランティア団体等と連携した活動を推進しています。
(6)	治山・治水対策、市街地浸水対策の推進	B	農林振興課	① 計画的な事業の進捗が図れるよう、関係機関や関係権利者との調整に努めました。 ② 浸水被害の防止に向け各種事業を実施し、適正な維持管理に努めました。
総括及び今後の取組方針				
「減災」を防災の基本方針とし、住民が自らの安全は自らが守る「自助」を実践した上で、地域において互いに助け合う「共助」に努めると共に、市がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、それぞれが行う防災活動を推進していきます。 近い将来に発生が予想される南海トラフ巨大地震等に備え、地域防災力の向上を目指し、各区自主防災組織の育成強化、自主防災組織連絡協議会を核として防災士会やボランティア団体等と連携した組織体制の構築に努めます。 大規模災害を想定し、自主防災組織や消防、警察、自衛隊等の防災関係機関と医療関係機関や福祉関係機関等と連携した総合防災訓練を継続して実施します。 災害発生時に、迅速かつ正確に住民に災害情報等を伝達できるよう、防災行政無線とJアラートやLアラート（公共情報コモンズ）、緊急速報メール等を連動させた情報通信システムの強化に努めます。				

1-7 交通安全・防犯体制の充実

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	交通安全対策の総合的推進	A	危機管理課	平成 25 年度に東温市交通安全対策会議において、「東温市交通安全計画(H26～H27)」を策定し、交通事故のない東温市を目指した総合的かつ計画的な取り組みを進めています。
(2)	交通安全意識の高揚	B	危機管理課	毎年、春・秋・年末に実施される全国交通安全運動に合わせ、期間中に交通安全指導員による巡回広報活動を実施し、広く市民の交通安全意識の高揚に努めています。また、小・中学校等が行う交通安全教室や自転車教室においては、松山南警察署及び交通安全協会等と連携し、適切な指導に努めています。
(3)	交通安全施設等の整備	B	建設課	国・県道の交通安全施設の整備充実やバリアフリー化、危険箇所の改善等について必要な要請をしています。また、市道については、交通状況や地域の実態に即した要望に基づき、カーブミラーやガードレール等の交通安全施設の整備に努めています。
(4)	防犯意識の高揚と地域安全活動の促進	B	危機管理課	市民の防犯意識の高揚を図るため、関係機関・団体と連携した広報・啓発活動を推進しています。
(5)	防犯灯の設置促進	B	危機管理課	夜間の犯罪防止と通行の安全性確保のため、各地区における防犯灯の整備(新設・修繕)を支援しています。
総括及び今後の取組方針				
東温市内の交通事故は、発生件数、負傷者数及び死者数共に概ね減少傾向にあります。 今後は、東温市交通安全計画に基づき、関係機関と協力し交通の状況や地域の実態に即して、陸上交通の安全に関する施策を継続して展開していきます。 交通安全の推進について、ハード面ではカーブミラーやガードレール等の整備、ソフト面では、春・秋と年末の全国交通安全運動期間に合わせて行う市内の巡回広報活動や、松山南警察署や交通安全協会等と連携して取り組む交通安全教室や自転車教室、ドライバーに交通安全を呼びかける「交通茶屋」等を実施しています。特に高齢者に対しては、平成 20 年度に設置した「高齢者交通・防災セーフティアドバイザー」2 名による高齢者への具体的な交通安全指導や、「反射材」等を配布し歩行者や自転車利用者の夜間交通事故の防止に向けた各種取り組みを実施しています。 防犯対策については、松山南防犯協会等の関係機関と連携し地域住民が安全に安心して暮らせるまちづくりを進めます。				

1-8 消費者対策の充実

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	消費者教育・啓発の推進	B	総務課	啓発グッズの配布や出前講座により高齢者への教育は推進できていますが、若年者への教育は今後推進していく必要があります。
(2)	消費生活相談の充実	A	総務課	相談件数は増加していますが、多くは情報提供であり、出前講座を含む消費者啓発により被害を未然に防ぐ効果が現れています。また、消費生活相談員を配置することで、市民の相談に迅速に対応でき、トラブル解決に繋がっています。
(3)	監視・指導の推進	A	総務課	関連法に基づく立入検査を毎年実施していますが、特に問題となるケースは発生していません。
総括及び今後の取組方針				
相談件数が増加していますが、専門的知識を有する消費生活相談員の配置により高度な相談にも対応できています。 また、出前講座を含めた啓発事業の効果で被害を未然に防いでいるケースが多くなっています。 今後も引き続き、啓発活動や相談に対する適切な対応を行うとともに、新しい手口にも迅速に対応できるよう情報収集に努めます。				

2 みんなが元気になる健康福祉のまち

2-1 生涯健康づくりの推進

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	保健事業推進体制の充実	B	健康推進課	① 基幹型の総合保健福祉センター建設事業は、当初計画が巨額の経費を伴う大型プロジェクトであったため、合併後の厳しい財政状況を踏まえ学校施設耐震化対策や消防防災対策など喫緊課題への対応を優先させるとともに少子高齢社会に適切に対応できる適正規模での縮小整備を目指し、協議検討中です。 また、川内健康センターは、地域型拠点施設として耐震補強・改修工事(H18～H21)の機能整備を行い、適切な運営管理が図られました。 ② 各種医療制度改革やメタボリック症候群対策による生活習慣病の発症予防や重症化予防が重要視される中、第1次健康増進計画で設定した114項目の評価では、「目標に達した」と「目標に達していないが改善傾向にある」を合わせた68項目(約6割)が改善傾向以上の評価となっており、健康増進事業の取り組みに一定の効果をえました。 ③ 医師会・歯科医師会連絡会を毎年開催し、地域保健、医療福祉、救急消防・学校保健等行政サービス機能の充実向上に繋げることができました。 また、市民の健康づくり施策では、愛媛大学医学部公衆衛生学教室を中心したコホート研究事業である栄養・運動・睡眠を健康づくりの3本柱に据え、メタボ・糖尿病予防を目的にした詳細検査「東温スタディ」を平成21年度から4年間実施し、2,033人の市民が無料参加できました。
(2)	健康管理意識の高揚と自主的活動の促進	B	健康推進課	① 健康づくり推進にかかる各種健康教室や出前講座、市医師会・市歯科医師会等との共催による健康フォーラム等を毎年、定期的で開催し、市民の健康管理意識の高揚等に繋げることができました。 ② とうおん健康づくりの会や上林健康会議、精神保健地域家族会、精神保健ボランティアグループ、食生活改善推進協議会などの関連自主活動組織に対し、継続的に後方支援を行い、市民の健康づくり意識の高揚や地域コミュニティの醸成・活性化等に繋げる相乗効果をもたらしました。
(3)	総合的な健康情報システムの研究・構築	A	健康推進課	市民の健康づくり施策において、健診(検診)受診結果やアンケート調査結果をもとに愛媛大学医学部公衆衛生学教室(委託)により評価・分析・課題の抽出・提言等の取りまとめを毎年行い、健康づくり推進協議会等を通して健康増進計画の策定・見直しや年次毎の事業推進に反映しました。 また、総合的な健康管理台帳システムを構築導入し、各種健診や予防接種、母子管理、教室相談等のデータ管理を行い、フォローアップ体制を確立しました。

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(4)	成人・老人保健の充実	A	健康推進課	① 高齢者医療確保法(H18)やがん対策法(H20)の制定施行に伴い、特定健診事業等の導入による健康増進事業との一体的な連携推進を図るため、川内健康センター内に保健師2名を配置し、生活習慣病予防対策やがん検診率向上を重点目標に掲げ、健診(がん検診)受診勧奨及び健診後保健指導等に努め、概ね高受診率を維持しました。 ② 各種医療制度改革やメタボリック症候群予防対策の重要性等を踏まえ、健康寿命の延伸はもとより、増大する医療費や介護保険料の抑制に向けて保健・医療・介護関連部門の連携を強化し、また、市社会福祉協議会(地域包括支援センターを含む)ともタイアップし、生活習慣病予防や介護予防(機能訓練)、認知症予防のための各種予防教室や個別保健指導等を行いました。
(5)	母子保健の充実	A	健康推進課	母子保健法に基づき、妊娠期から乳幼児期における健康診査や健康教室、健康相談を継続的に実施しており、特に、妊婦の健康増進を図るため、平成25年度に国が廃止後も引き続き妊婦一般健診を実施しました。また、平成23年度からは新たに妊婦歯科健診を実施しました。 平成26年度から少子化対策の一環として特定不妊治療費助成事業(市単の助成金上乘せ)を開始しました。
(6)	精神保健の推進	B	健康推進課	精神障害者の社会活動への参加促進と住民の心の健康づくり及び精神保健福祉に関する相談・支援事業を展開し、デイケア等を通して精神保健地域家族会や精神保健ボランティアグループの活動支援を行いました。さらには、平成23年度から国の地域自殺対策緊急強化事業を活用し、不眠やストレス等が引き起すうつ病予防に視点を当てた自殺予防対策のための普及啓発や人材養成(ゲートキーパー養成事業)を行い、予防対策の強化を図りました。 また、障害者自立支援法(H17)や障害者総合支援法(H24)等の制度改革に伴い、地域自立支援協議会の設置等に合わせ、保健、福祉、教育等の連携による支援体制の強化を図りました。
(7)	難病・感染症対策の推進	B	健康推進課	① 保健所や市内医師会等と連携し、難病や新興感染症等に関する情報提供や共有化を図り、正しい知識の普及啓発や理解を深める広報PR等に努めました。 ② 平成21年4月に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)の世界的流行を契機に、新型インフルエンザの発生による危機管理体制を構築するため、市における行動計画及び業務継続計画を策定し、発生時対策はもとより平時における情報収集や情報共有、医療資材の備蓄等に努めるとともに、平成24年5月制定の新型インフルエンザ等対策特措法に基づき、平成26年度には「東温市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。 ③ 予防接種法に基づく定期予防接種事業及び国の支援制度に基づく任意予防接種事業(子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌)の適正かつ円滑な実施のため、接種勧奨や情報提供を行うとともに、健康被害救済制度に関する広報啓発に努めました。

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(8)	地域医療体制の充実	A	健康推進課	多様な医療ニーズに対し、医師の高齢化や医師不足、コンビニ受診等による一次・二次救急医療環境が悪化する中、地域救急医療体制の安定確保のため、市医師会はもとより松山医療圏等との連携共同を図り、広域的な救急医療体制を構築し、その適正な運営等のため財政的支援対策を継続して実施しました。 また、愛媛の救急医療を守る「愛救 143 運動」推進のため、かかりつけ医や小児救急医療電話相談の活用にかかるPR や啓発活動に努めました。
(9)	包括的な地域ケアシステムの確立	D	健康推進課	高齢社会の進行に伴い、医療や介護の需要の増加がさらに見込まれる中、高齢者の健康保持と自立した生活のための包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築に向けた検討段階にあります。特に、在宅医療、在宅介護を推進するため、医療、看護、介護の連携体制の確立を図り、関連部門での情報交換・共有化に努め、課題意識の高まりに繋がりました。
総括及び今後の取組方針				
本格的な少子高齢時代を迎え、高齢人口の増加とともに疾病や加齢による社会的負担も増大することから、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を最上位目標に掲げ、生涯健康づくりをさらに強力に推進していく必要があります。そのためには生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、社会生活を健康的に営むために必要機能の維持及び向上、健康を支えるためのソーシャルキャピタルの積極的な活用を通じた健康づくりの取り組みを総合的に支援する環境整備等が求められています。 また、地域保健医療を取り巻く環境は、多様な医療ニーズや各種医療制度改革、さらには南海トラフ巨大地震等大規模災害時や新型インフルエンザ等新感染症発生時等の医療救護体制の確保など地域医療体制の的確な体制づくりが求められており、特に、救急医療体制の安定確保や地域包括ケアシステムの確立、災害時等医療救護活動体制の充実整備なども重要な課題となっています。 これらの基本的課題に沿った施策として、少子高齢社会に適切に対応できる保健事業推進体制づくりの充実強化を図る観点から、①保健福祉・医療介護ニーズへの一体的連携機能が発揮できる基幹型の総合保健福祉センター建設事業の早期実現、②健康づくりの基本計画である第2次健康増進計画（H26 年度からH36 年度）並びに第2次食育推進計画（H26 年度からH30 年度）、その他の関連計画の有機的な連動のもとに、市民と行政の協働による実践重視型の計画推進、③各種健診・がん検診事業等の若年層の受診率向上を踏まえた受診勧奨と受診しやすい環境整備、④母子保健及び少子化対策としての各種健診、教室相談、不妊・扶育治療などの充実強化、⑤予防接種事業の円滑適切な実施と健康被害救済制度の周知啓発、⑥精神障害者の社会活動への参加促進と相談・支援事業の展開、⑦市民が安全で安心して暮らすことができる地域医療体制の確保充実、⑧市民自らの健康管理意識高揚のための啓発と自主活動組織の支援等を積極的に推進していきます。				

2-2 地域福祉体制づくりの推進

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	地域福祉活動推進体制の整備	B	社会福祉課	市民の多種・多様化する福祉サービスのニーズに適切に対応していくため、市の関係する部署（高齢者・障害者・子ども等）と社会福祉協議会をはじめとする関係機関との連携を図っています。 今後は、様々な課題を抱えた相談等に対しても総合的に柔軟な対応ができるよう体制を充実させる必要があります。
(2)	福祉意識の高揚	B	社会福祉課	社会福祉協議会の広報誌やホームページの充実を図ったり、社会福祉大会の開催をはじめ、年間を通した高齢者施設や障害者施設との交流（もちつき等）、学生を対象にした福祉の仕事 1 日体験などの事業を行い、福祉意識の向上に努めることができました。 今後は、市民参加型の事業の実施を充実させるなど、より一層、福祉意識の向上に努めていく必要があります。
(3)	社会福祉協議会、関係団体等の活動支援	B	社会福祉課	社会福祉協議会へ補助金を交付し、また、民生児童委員には、知識習得や資質向上を目的にした研修を行うなど、活動支援に努めてきました。 福祉ボランティアの育成等については、理解を促進するべく、ボランティア講座等を開催してきましたが、今後とも、引き続き関係機関とも連携しながら、広く市民への周知を図る必要があります。
総括及び今後の取組方針				
今後ますます、少子高齢化などの社会環境の変化が進み、核家族や独居高齢者が多くなっていくことが懸念される中、地域で支え合える体制を構築していくことが重要となってきます。今後とも、社会福祉協議会、民生児童委員、各種関係団体との連携、協力のもと、多種・多様化、また複雑化する市民の福祉サービスのニーズに対応できるよう一層の体制作りを進めます。 また、高齢者については「東温市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、障害者については「東温市障害者基本計画及び障害福祉計画」、子どもについては、「東温市子ども・子育て支援事業計画」に基づいた各種事業を推進します。				

2-3 高齢者施策の充実

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	介護保険事業推進体制の整備	A	長寿介護課	平成 12 年度にスタートした介護保険制度は、平成 18 年度に軽度者を対象とする予防給付の創設と、要支援・要介護とならないための介護予防事業が制度として位置づけられました。 これらを踏まえ、「地域包括支援センター」等と連携しながら、計画的な介護施設の整備や多種多様な介護予防事業を推進してきました。
(2)	介護保険事業の推進	B	長寿介護課	① 要介護者は、平成 18 年度には 1,190 人でしたが、平成 26 年度には 1,618 人に増加し、介護サービスは高齢者の自立した生活や介護者の負担軽減に有効に活用されてきました。 ② 要支援者は、平成 18 年度には 342 人でしたが、平成 26 年度には 624 人に増加し、介護予防サービスを提供する事業所も充実し、要介護度の重症化予防が図られました。 ③ 要支援・要介護になるおそれのある高齢者に対する介護予防事業は、地域包括支援センターが中心となり、早期の対象者の把握や適切な地域支援事業、また、総合的な相談・支援事業の実施により、高齢者の安全・安心な生活支援が図られました。
(3)	高齢者の社会参加や自立・健康増進等の支援	A	長寿介護課	高齢者が健康で生きがいをもって暮らすことができるよう、高齢者のもつ豊かな経験や知識、技能を活かした、地域での居場所づくりとして、老人クラブ、またシルバー人材センターへの補助など施策を推進してきました。 また、高齢者が住み慣れた自宅や地域で快適で豊かな生活を送ることができるよう、緊急通報体制の整備、介護手当の支給等在宅での福祉事業、またはり・きゆう及びマッサージ助成事業等の健康増進事業を推進してきました。
総括及び今後の取組方針				
我が国は、現在、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しており、65 歳以上の高齢者人口は、3,000 万人を超え、国民の 4 人に 1 人となりました。 また、団塊の世代が全て 75 歳以上の後期高齢者となる平成 37 年に向けて、国民の医療費や介護の需要がさらに増加することが予想されるため、国においては可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが出来るよう、地域包括ケアシステムの構築を推進しています。 そこで、当市においても介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)や介護給付費適正化事業等の推進により、地域の実情に応じた持続可能な介護保険事業運営に努め、高齢者が安心して、生き活きと暮らせるまちづくりに取り組みます。				

2-4 障害者施策の充実

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	障害者施策の総合的推進	B	社会福祉課	市では、平成 18 年度に「障害者基本計画及び障害福祉計画」、平成 20 年度に「障害福祉計画」、平成 23 年度及び平成 26 年度に「障害者基本計画及び障害福祉計画」の策定を行いました。 この間、各種国内法の整備が進められ、障害者自立支援法にかわる障害者総合支援法の制定など、障害者を取り巻く環境が大きく変化しましたが、本市においても、この社会情勢の変化に適確に対応し障害者施策の一層の推進を図るため、市民ニーズの動向を踏まえ、地域の実情に合わせながら、障害者計画等に基づいて総合的に各種福祉施策を展開してきました。 施策の取り組みについては、実績等を把握し、分析・評価を行い、課題解決に向けた取り組みを行う必要があります。
(2)	広報・啓発活動等の推進	A	社会福祉課	広報誌やホームページを活用し、障害者福祉に関連する各種制度内容や改正事項の周知を図りました。 また障害者に対する理解を深めることを目的に、フォーラムや交流事業等を行いました。なお、アクセシビリティの向上を図るため、ホームページの音声読み上げ機能及び文字サイズ拡大機能を充実させました。 今後、障害者施策を社会全体で推進していくためには、市民に対して障害や障害者に関する正しい理解を促進することが重要であるため、障害者団体などの連携による幅広い広報・啓発活動を推進する必要があります。
(3)	障害福祉サービスの提供	B	社会福祉課	障害福祉サービスは平成 24 年 4 月から新体系へ完全移行しました。 平成 23 年度に第 3 期障害福祉計画を策定し、障害福祉サービスの数値目標を設定しました。 居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護・行動援護・同行援護などの訪問系サービス、療養介護・生活介護・短期入所などの日中活動系サービス、施設入所支援などの居住系サービスに対する介護給付を実施しました。生活介護の利用者の増加が顕著です。 自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助などに対する訓練等給付の実施については、就労移行支援以外で増加しており、特に就労継続支援 B 型は利用人数が大幅に増加しています。 相談支援事業は、平成 24 年 4 月からの法改正により、障害福祉サービス等の利用者全員について、サービス等利用計画の作成が義務付けられました。 計画の数値目標はほぼ達成しており、今後も利用者が必要とするサービスの提供が行えるよう推進していきます。なお、就労移行支援については目標を下回っているため、利用者の意向、心身の状態を勘案し、適正なサービスの提供を行う必要があります。 児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス等障害児通所支援も利用者が大幅に増加しています。市内及び近隣に受入れ可能な事業所が少なく、今後、利用者が必要とするサービス量について提供できないことが懸念されます。 このほか、地域生活支援事業については、地域の実情に合わせて適正なサービスの提供を行っています。 なお、平成 27 年 3 月 31 日、新たに第 4 期障害福祉計画を策定し、障害福祉サービスの数値目標を設定しました。

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(4)	人にやさしい環境整備の推進	C	社会福祉課	市営住宅の建替事業におけるバリアフリー化、既設市営住宅へのエレベーター・手摺の設置、浴室段差解消、また公共施設への多機能トイレの設置等、高齢者や障害者が利用しやすい施設整備を実施しました。 また歩道への点字ブロックの設置、メロディ付・青延長用押ボタン付き信号機の設置等も検討中です。 今後も公共的建築物をはじめ公共交通機関、道路、公園などの持続的・段階的なバリアフリー化、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進していく必要があります。
(5)	保育・教育の充実	A	社会福祉課	発達障害児等支援が必要な子どもを受け入れるために保育士や保育支援員を配置し、支援体制の充実に努めています。 また関係機関との連携を図りながら定期的に教育相談を行っています。 特別支援教育については、障害種別ごとの学級を設置するとともに、子ども一人ひとりの障害の程度に応じて、個別の学級支援を行うなど、保育・教育の充実を図りました。引き続き施策の推進を図る必要があります。
(6)	就労機会の拡大と社会参加の促進	B	社会福祉課	① 関係機関、関連施設等との連携を密にし、情報の共有を図りながら職場の拡大や雇用の継続を図ることができました。また障害者の職場定着に向けて支援を行うことができました。 ② 各種障害者スポーツ大会や交流事業への参加を呼びかけ、参加者同士の交流や社会参加を推進することができました。また市主催の行事には手話通訳者や要約筆記者を配置するなど、障害者が参加しやすい環境整備に努めました。
(7)	保健・医療サービスの充実	B	社会福祉課	専任保健師、健康推進課保健師、支援センター保育士が連携して家庭訪問を行い、乳児の家庭環境の把握や助言を行っています。早期の訪問により育児に不安を抱える保護者への対応が可能となり、適切なサービスに繋げるなど子育ての不安解消が図られました。
総括及び今後の取組方針				
東温市では、障害者基本計画等に基づき「自立と共生のまちづくりをめざして」を基本理念として、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、すべての人の権利が尊重され、住み慣れた地域で安心して輝きながら自立した生活ができるまちづくりを目指してきました。 今後もこの理念のもと、新たな障害者基本計画及び障害福祉計画に基づき、サービス等の数値目標を設定するとともに、自立支援給付及び地域生活支援事業を提供するための体制を確保し、各種事業の充実を図ります。 また、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との連携を図り、障害児支援の体制整備を推進します。				

2-5 子育て支援の充実

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	地域における子育て支援の充実	B	保育幼稚園課	放課後児童クラブは4校区5クラブ、延長保育は4園、一時保育は1園で実施しており、「次世代育成支援地域行動計画」に基づき各事業の充実を図りました。 今後は上記計画を引き継ぎ策定する「東温市子ども・子育て支援事業計画」に基づき教育、保育、地域子育て支援事業の充実に努めます。
(2)	子どもと母親の健康の確保・増進	A	健康推進課	妊産婦から乳幼児まで切れ目のない保健対策として、妊婦健診、乳幼児健診、各種相談事業、訪問指導等の充実を図ってきました。妊婦健診、乳幼児健診について県下20市町が連携して健診内容の充実と精度アップに努めています。 また、乳幼児の事故予防、小児医療体制や救急医療体制の周知、妊娠相談等を実施しています。
(3)	教育環境の整備	B	保育幼稚園課	栄養教諭による食育教育、わんぱく広場、大人と子どものふれあい広場、とうおん子ども科学＆環境会議の実施や不良図書回収、人権教育研修会の開催など各事業を実施し、教育環境の充実を図ってきました。 今後も引き続き、子どもの健やかな成長に向けた更なる教育環境整備に努めます。
(4)	子育てを支援する生活環境の整備	B	保育幼稚園課	ひとり親家庭は市営住宅入居募集において優先入居とするほか、安全で安心して暮らせる住環境の整備を進めています。
(5)	職業生活と家庭生活の両立の支援	B	保育幼稚園課	放課後児童クラブ、放課後子ども教室、ファミリー・サポート・センターとうおん等の事業の周知、充実に努めています。
(6)	子どもの安全確保	A	保育幼稚園課	地域での見守り体制の強化や関係機関との連携強化に努めています。
(7)	ひとり親家庭の支援	A	社会福祉課	ひとり親家庭は年々増加しています。母子家庭だけでなく父子家庭に対してもきめ細かな支援を推進しています。 引き続き自立、就労、経済的支援の充実を図ります。
(8)	要保護児童等への支援	A	保育幼稚園課	平成23年度以降、相談員を増員し見守り体制の強化を図っています。また、平成24年度には「子育て相談窓口」を設置し関係各課と連携し、問題の早期発見に努めています。 今後も地域での見守り、関係機関との連携を強化し、相談窓口の充実に努めます。
総括及び今後の取組方針				
平成21年度に子育て支援室が設置され、乳幼児、母子父子家庭医療費助成事業も含めた子育て支援の総合窓口として取り組んでいます。 また、平成24年度には、「子育て相談窓口」を設置し、どこに相談したらよいかわからない保護者が気軽に相談できる窓口として保健師、保育士の専門スタッフを配置しています。 核家族化や離婚の増加等による子どもを育てる環境の変化は、子育てへの個人の負担を増大させ、ますます子育て支援が必要となっています。 今後も、育児不安等による相談業務の増加が見込まれ、職員の専門性が問われるため、各関係機関との連携を強化していきます。 平成27年度から実施の「子ども・子育て支援新制度」に伴い策定する「東温市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、市の子育て支援施策に取り組めます。				

2-6 社会保障の充実

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	生活困窮者への適切な対応	A	社会福祉課	ケースワーカーや母子自立支援員の指導の下、生活保護受給者や児童扶養手当受給者等への就労支援を行うため、ハローワーク松山と連携して生活保護受給者等就労自立促進事業に取り組んでおり、本人の就労意欲の向上と職業安定所ナビゲーターによるきめ細かな支援により、ほぼ計画どおりの施策が実施できました。
(2)	国民健康保険事業の健全化	B	市民課	保健部門との連携による円滑な特定健診・特定保健指導の実施、また、レセプト点検やジェネリック医薬品との差額通知を実施するなど、医療費の適正化を図る取り組みができました。 また、保険税の口座振替は年度により変動はあるものの、計画当初と比較すると増加傾向にあります。
(3)	国民年金制度の啓発	A	市民課	国民年金制度に理解を求めるため、毎月、広報誌へ年金に関するコーナーを設け、資格や保険料の納付方法等に関する説明、加入する場合の手続きに関すること、及び年金記録に関する確認の方法等を掲載し、市民に分かりやすい広報・啓発活動に努めるとともに、新成人を対象にパンフレットを配布し、20歳からの加入を促しました。 また、転入、転出等の手続きで市役所を訪れた方には、資格の確認・手続き及び保険料の納付について、適切な対応に努めました。
総括及び今後の取組方針				
社会保障の各種制度は、そのほとんどが法例等で定められているため、市町村の独自の取り組みは困難な状況にありますが、急速な少子高齢化の進展によって、市民生活における医療、年金などの社会保障制度に対する期待と不安はとても大きくなっていることから、市民が健康で安心した生活を送れるように、社会保障制度の適正な運営に努めます。 生活困窮者への対応として、平成27年度からは、改正生活保護法による生活保護世帯への就労支援はもとより、生活困窮者自立支援制度における生活困窮者に対しても、ハローワークをはじめとする関係機関との連携を図り、年金や手当など他法他施策によるすべての援助を活用して総合的な生活支援の実施に努めます。 また、国民健康保険制度は、保険者の広域化や財政安定化のための公費による支援等、各種の制度改正が検討されているため、国の動向を注視しながら、健全な財政による安定した制度の確立を目指します。				

3 心豊かに学びあう文化創造のまち

3-1 生涯学習社会の確立

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	生涯学習推進体制の整備	B	生涯学習課	生涯学習事業推進のため生涯学習推進委員会を設置し、市内の小中学校に連絡調整を行う生涯学習推進委員を配置しています。
(2)	生涯学習関連施設の整備充実・機能強化	A	生涯学習課	① 川内公民館は平成 19 年度、中央公民館は平成 23 年度に耐震改修工事や大規模改造工事を行い、施設の整備を行いました。 ② 図書館は、平成 19 年4月より、本館の開館日・開館時間を延長し、同年 10 月より貸出冊数を1人4冊を6冊にしたこと、平成 20 年4月より、移動図書館車の小学校・幼稚園への巡回や、川内分館のリニューアルを行いました。
(3)	指導者の育成と人材バンクの充実	B	生涯学習課	ボランティア養成講座を開講して、環境問題を考えるために身近な工場やリサイクル施設の見学に行き市民に見聞を広める機会をつくっています。また、婦人会によるボランティア活動を積極的に行っています。 えひめマナビイ人材データベースを活用し、各種講座の講師に利用しています。
(4)	学習情報提供・相談体制の整備	B	生涯学習課	とうおん出前講座のメニューを市役所内各課と連携して検討し、公民館分館長・分館主事会で紹介して積極的に活用されるように努めています。 また、生涯学習課、中央公民館、川内公民館、歴史民俗資料館、図書館の事業を掲載した「教室のご案内」を作成し、4月に広報とともに各戸へ配布しています。また、市役所、支所等へ備え付け周知を図っています。
(5)	特色ある生涯学習プログラムの整備と提供	B	生涯学習課	川内公民館ではさくら講座を開講して、市民のニーズにあった学習内容を検討し、毎年見直しを行っています。 中央公民館は、花いっぱい運動を年間5回開催して、学生から老人まで幅広い年代の方のボランティアによる、花苗育成、市内各施設への配布、婦人会による路側帯等への植栽等を行い市内の緑化に努めています。 とうおん出前講座を実施し、地域住民のニーズにあった学習会を行っています。 高齢者対象のいきがい大学を年8回実施し、健康講座等ニーズに即した講座を実施しています。また、女性対象のレディース学級を年8回実施し、女性が自分らしく生きるために必要な講座を実施しています。 図書館では、平成 24 年度から 28 年度までの第2次「とうおん子ども読書活動推進計画」に基づき、読み聞かせや子ども読書の日フェスティバルを開催しています。
(6)	関係団体等の育成	B	生涯学習課	市内分館に活動補助金を交付し、分館活動の育成、活性化を図り、異世代や、分館同士の交流ができています。 東温市内の獅子舞保存会に公民館での大会への参加を促し、伝承活動の推進を図っています。 川内公民館では、花づくりボランティアの会に委託して、市内の公園や路側帯への花の植栽管理を行っています。 文化協会、婦人会、PTA連合会等の各種社会教育団体へ活動補助を行い、明るい地域社会を創造する活動を推進しています。

総括及び今後の取組方針

生涯学習推進委員会の充実を図り、学社連携を推進します。各種団体との連携により、各世代のニーズに添った講座を機動的に実施します。

公民館の利用人数増加のため、平成 27 年度より使用料を1時間単位に見直したことで、より多くの方の利用が見込まれます。

市民の学習ニーズに対応するため、教え学ぶという相互学習の機能を活用していきます。

図書館利用者数の増加に向けては、利用しやすい環境整備や、市外の方にも貸出が可能となるよう検討する必要があります。

3-2 学校教育の充実

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	学校施設・設備の整備	B	学校教育課	学校施設の耐震補強工事をこれまで進めてきた結果、幼稚園、小・中学校の平成 26 年度末の耐震化率が 90.57% となり、平成 27 年度末には、100%に達成する予定です。 電子黒板は、小学校の特別教室と中学校の全教室に導入が完了しています。
(2)	生きる力の育成を重視した教育活動の充実	B	学校教育課	幼児教育については、教職員が各種園内・園外研修に参加し研鑽を深めるとともに、子ども子育て支援新制度の開始に向けて幼稚園と保育所の人事交流や免許の併有取得に努めています。義務教育については、学力の向上へ向けて全国学力状況調査、愛媛県学力診断調査、定着度確認テスト等を実施し、結果を分析することにより、児童生徒の学力の状況、学習・生活環境を把握のうえ、指導方法の改善につながっています。小学校の外国語活動については、中学校に配置するALTに加え、日本人外国語活動支援員が小学校へ出向き、中学校の外国語教育と円滑な接続ができるように取り組んでいます。
(3)	心の問題への対応	B	学校教育課	不登校・いじめの解消に向けて、小中学校においては、不登校対策や保健室支援のための非常勤講師、ハートなんでも相談員、スクールカウンセラーにより児童生徒の悩みや不安の相談に対応するとともに平成 23 年度からスクールソーシャルワーカーを配置し、福祉の視点から支援を行うなど、学校、家庭、地域が連携を深め一層の支援体制を整備しています。
(4)	特別支援教育の充実	B	学校教育課	特別支援教育指導員をはじめ専門家を講師として保育所、幼稚園、小・中学校教職員を対象とした研修会や講習会を開催し、早期から就学後まで一貫した適切な指導が行えるように理解を深め、関係者が一体となって取り組み、成果が着実に現れています。
(5)	家庭や地域との連携	B	学校教育課	幼稚園では未就園児親子対象の園開放、老人クラブの餅つき大会を開催、小学校では学習発表会、三世代交流会、中学校では文化祭、地域の方を講師とした体験講座、PTAによるバザーを開催するなど学校・家庭・地域が開かれた学校づくりに努めています。
(6)	学校給食の充実	B	学校教育課	現給食センター開設以来、実践を重ね、衛生的で効率的な給食センター業務の運営ができるようになりました。施設見学や食育に関する研修を積極的に受入れ、業務内容の周知と家庭での食育の実践を啓発しました。さくら市場給食部会からの農産物調達を始め、地元産食材の活用を積極的に推進し、一定の成果を挙げました。
(7)	教職員の資質・能力の向上	B	学校教育課	小中学校の学力向上担当教員を対象に学校教育の質の向上をテーマにした研修会の開催やいじめ・不登校へ対応するため、生徒指導、特別支援教育、養護教諭による合同研修会を開催するなど、知識や実践的なスキルの習得に努めています。
(8)	県立学校等との交流の推進	B	学校教育課	小中学校では、しげのぶ・みなら特別支援学校の児童生徒と交流を行い、社会性や豊かな人間性を育むことができるように努めています。

総括及び今後の取組方針

平成 19 年度の現給食センター稼働以来、人と施設の効率的活用に努め、円滑で安定的な給食センター業務の運営ができるようになりました。これまで培った運営ノウハウをもとにして、「適切な栄養による児童生徒の健康の保持増進」「食育の推進」「衛生管理の徹底」を基本に据え、食に関する適切な判断力と実践力を持った児童生徒の育成に努めます。

学校等施設の耐震化率は、平成 27 年度末の 100%を目標に事業を進めています。また、今後は老朽化した施設について大規模改修計画に基づき、危険度の高い施設から改修工事を行います。

電子黒板については、周辺機器や校内LAN等の導入に向けて検討を行い、効果的なICT教育を推進します。

長期欠席者のほとんどは、不登校児童生徒であるため、引き続きいじめ問題も含め、不登校の未然防止・解消に向けて学校と、家庭、地域が連携を図り、対応していきます。

3-3 安心できる消費活動を推進する

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	青少年健全育成体制の整備	B	学校教育課	青少年問題協議会や少年健全育成推進協議会の実施により、PTA、警察、学校、行政等の間で、情報の共有や連携を図ることができました。 また、少年健全育成推進協議会に対して、補助金の交付を行い、活動の補助を行っています。
(2)	健全な社会環境づくりの推進	B	学校教育課	64 名の補導委員が中心となって、毎月1回休日の昼間に市内数箇所の不良図書投入箱に入れられている不良図書の回収や毎月2回平日の夜間に街頭補導を行い、有害環境の浄化や青少年の非行防止に努めています。
(3)	青少年の体験・交流活動等への参画促進	A	学校教育課	市内中学生を対象とした Jr.リーダー育成講座では、キャンプ等の体験学習を主眼に実施しています。 また、森林ボランティアなどへ参加し地域交流を図っています。
(4)	青少年団体、リーダーの育成	A	学校教育課	市内中学生を対象とした Jr.リーダー育成講座の参加人数は、年度によるばらつきがありますが平成 23 年度から平成 26 年度までの合計でみると、実績値は目標値の 95%となり概ね達成されています。 また、Jr.リーダーにつながる小学4年生から6年生を対象としたわんぱく広場事業を実施し、さらにボーイスカウト、東温ジュニアハーモニーへ継続的に活動補助を行っています。

総括及び今後の取組方針

青少年の健全育成について、従来通りの街頭補導を継続して実施し、青少年の非行を未然に防止するよう努めます。また、今後も 教育委員会を中心にPTA、警察、学校、行政等が連携し、青少年の健全育成を推進します。

受講者が自分で考え行動する、自主性を育む魅力ある体験型の講座を計画し実施します。平成 26 年度から利用開始となった滑川野外活動研修施設を活用した体験学習等を推進します。また、学校・家庭・地域がそれぞれ役割分担し、人と地域のつながりを大切にした豊かな人間性を育む取り組みを進めていきます。

3-4 芸術・文化の振興

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	芸術・文化団体、指導者の育成	B	生涯学習課	団体の育成、支援に努め一定の効果はあげていますが、団体会員の高齢化等により、団体数や人数は徐々に減少しており、その効果は減少の抑制に留まっています。
(2)	芸術・文化の鑑賞機会と発表機会の拡充	A	生涯学習課	文化祭、市民大学共に目標とする参加者数をほぼ達成しており、特に市民大学については例年販売開始早々にチケットが完売するなど、市民の関心も非常に高いことが伺えます。
(3)	文化財の保存・活用	B	生涯学習課	後世に引き継いでいくことが必要な指定文化財の保存や継承は、所有者または管理者の協力のもと、引き継がれています。無形民俗文化財の保存や継承については、補助金等支援策により概ね継承されています。
(4)	歴史民俗資料館の充実	B	生涯学習課	平成 23 年度に緊急雇用創出事業にて収蔵品の整理作業を行い、収蔵方法の見直しにより、寄贈資料の増加に努めています。展示室においては企画展を年数回行うとともに、れきみん講座(麦わら細工、勾玉づくり)や郷土史講座(年 6 回)等の各種講座の開催により、歴史民俗資料館の活用に努めています。
総括及び今後の取組方針				
東温市の掲げる将来像の「いのち輝き」には芸術・文化といった心の豊かさを求める意味も込められており、市民の文化芸術活動の支援、充実は非常に重要です。 市民大学や文化祭の盛況から、市民の潜在的な文化芸術への関心は高いことが伺えますが、文化協会は会員数が減少傾向にあることから、新規加入団体の獲得や文化祭に出品する新たな人材の発掘を行う方策について検討する必要があります。 今後とも文化芸術に対する市民の関心と理解を深め、将来にわたって文化芸術が発展するよう努めます。 今日、「ものの豊かさ」から「こころの豊かさ」へ価値観の転換が見られることから文化の果たす役割は重要であり、本市に残る貴重な文化財、また、伝統文化の保存と活用に努めます。 歴史民俗資料館では、市内に残されている歴史・民俗資料の収集を行い、企画展示などを通じて、市民等への公開に努めます。また、「れきみんだより」の充実を図り資料館の PR に努めます。				

3-5 生涯スポーツの振興

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	スポーツ振興施策の総合的推進	A	生涯学習課	体育施設については、計画的に改修等を行っています。今後は、市民の方がより多く、より楽しく参加ができるスポーツ大会について検討します。
(2)	スポーツ施設の整備充実・有効活用	A	生涯学習課	平成 20 年7月からツインドーム重信、農林業者トレーニングセンター及び川内体育センターの管理運営業務を指定管理者へ委託しています。平成 22 年度に川内体育センター、平成 23 年度に総合公園テニスコート3面、平成 24 年度に総合公園テニスコート2面、平成 25 年度に農林業者トレーニングセンター、平成 26 年度にツインドーム重信の各施設で改修工事を行いました。
(3)	指導体制の確立	B	生涯学習課	スポーツ推進委員については、各種研修会への参加について、案内しています。また、市独自の研修についても検討しています。
(4)	スポーツ活動の普及促進	C	生涯学習課	分館対抗のスポーツ大会を継続的に開催し、地域間の交流及び親睦を図っています。 重信地区にも「総合型地域スポーツクラブ」が設立し、活動しています。今後、活動の支援について検討していきます。
総括及び今後の取組方針				
平成 20 年3月に策定した、「東温市スポーツ振興基本計画」に基づき、「生涯スポーツ社会の実現に向けて」をテーマに、総合的かつ計画的にスポーツ・レクリエーション活動を推進していきます。 今後は、市民とスポーツ・レクリエーション関係者、行政の役割を明確にし、三者の「協働」による具体的なスポーツ環境の整備に努めます。 これからのスポーツ振興は、市民が主体的に推進するボトムアップ型の事業展開が望まれ、市民自らの手により、スポーツを通じて豊かで活力に満ちた社会づくりに努めていきます。 平成 26 年度に重信地区にも総合型地域スポーツクラブが設立され、活動をしています。総合型地域スポーツクラブの支援について検討します。 えひめ国体の開催に向け、平成 27 年度に国体推進課を設置しました。競技会場の整備、リハーサル大会・本大会・障害者スポーツ大会用の競技別運営マニュアル作成、各種基本計画・実施計画の作成、ボランティアを含めた各種団体への協力要請等を実施します。				

3-6 国際化への対応と多様な交流活動の促進

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	国際交流事業の充実	C	総務課	海外ボランティアについては、広報誌に記事として掲載するなど、活動を支援しています。
(2)	国際姉妹・友好都市提携の検討・推進	E	総務課	国際姉妹・友好都市は、財政面や、庁内人員体制の確保等、直面する課題が多く、着手には至っていません。
(3)	国際交流団体の育成	C	総務課	平成 22 年度までは、国際交流団体が活動しており、補助金を交付していました、現在は活動している団体がいない状態となっています。
(4)	国際化時代に対応したまちづくりの推進	C	総務課	市のホームページについては、外国語併記に対応しています。また、県国際交流協会主催による、市内事業所への訪問、インタビューなどを行いました。
(5)	地域間交流活動の促進	E	総務課	姉妹都市の締結には至っていませんが、坊っちゃん劇場のオープンを機に、わらび座の拠点である秋田県仙北市との交流や災害時における相互応援協定の締結など、他県自治体との交流・連携を図っています。
総括及び今後の取組方針				
小・中学校における英語教育の充実は図れています。 国際交流活動団体への支援については、現在、支援する団体がいない状態となっていますが、今後、団体ができたり、休止中の団体が活動を再開すれば、支援を検討していきます。				

4 創造性と活力に満ちた元気産業のまち

4-1 農業の振興

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	農業振興施策の総合的推進	C	農林振興課	「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」については、新規事業に対応した見直しを実施しました。 「農業振興地域整備計画」については、見直しの準備段階に留まっています。
(2)	農業生産基盤の充実	C	農林振興課	平成 26 年度においては、多面的機能支払制度(旧 農地・水保全管理支払制度)に 19 地区、中山間地域等直接支払制度に 37 集落、環境保全型農業直接支援制度に 3 経営体が、地域の農地・農業用施設(農道・水路 等)の保全管理活動に努めています。
(3)	担い手の育成・確保	C	農林振興課	人・農地プランの作成や農地中間管理事業の実施により、地域の中心経営体となる農家への農地集積を進めています。また、認定農業者数については、ここ数年大きな変動はなく 130 人前後で安定して推移しています。 集落営農組織については、定例会等で新規事業の説明や営農学習を行っています。作業・機械の共同化や法人化については機運が盛り上がっていない状況です。 農業後継者・新規就農者の育成については、青年就農給付金等により主に資金面での支援を実施しています。
(4)	農産物の計画的な生産と生産性の向上促進	B	農林振興課	平成 23 年度に農業関係機関等と協力して東温市地域農業再生協議会を設立し、旧農業者個別所得補償制度(現:経営所得安定対策)を推進しました。 また、同協議会では平成 25 年度に水田フル活用ビジョンを策定し、具体的な推進作物を定めることで、農作物の産地化や生産性の向上を継続的に推進しています。 平成 25 年度の交付実績は約 680 件となっています。
(5)	「東温ブランド」の開発・販売	B	産業創出課	平成 24 年度から 3 年間、「東温ブランド育成支援事業」として、市内事業者及び農業生産者全般に対し補助金を交付し、新たな一次産品の生産、一次産品等を活用した新商品の開発及び加工品の販売・販路拡大等の取り組みを支援していますが、「東温ブランド」確立までには至っていません。 ただし、「東温どぶろく」については、平成 25 年度の全国研究大会で最優秀賞を受賞するなど、全国で高い評価を得ており、少しずつ「東温ブランド」として育ってきていると考えています。 このことから、継続した支援策が必要と考えています。
(6)	環境保全型農業の促進	B	農林振興課	エコファーマーについては、増加傾向にありますが、環境保全型農業取り組み農家数に関して大きな変動もなく安定しています。日本型直接支払制度へと法制化されたことから、制度の普及を図っていく必要があります。
(7)	「地産地消」の促進	A	農林振興課	地元で生産された農産物の学校給食への供給体制が整備されており、提供食材に占める割合が年々大きくなっています。 今後は、学校給食だけでなく、産直市等への供給体制の整備も行う必要があります。

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(8)	「食育」の推進	B	健康推進課	平成17年6月制定の食育基本法に基づき、国・県等と連動した国民運動として啓発推進を進めるとともに、本市の食育基本計画として平成20年3月に第1次5箇年計画を、さらに平成26年3月に第2次5箇年計画をそれぞれ策定し、この間、有識者や関係機関・団体等の代表者で構成する食育推進委員会(平成24年4月から食育推進会議に改称)を通じて食育の周知啓発重視の取り組みを行い、各分野毎に数値目標を設定し、行政関係分野の主導のもとに推進しました。
(9)	都市と農村との交流の促進	C	農林振興課	田んぼの生きもの案内人育成推進事業により消費者との交流の基盤づくりは進めていますが、グリーンツーリズムや市民農園については、事業者の事情もある事から進展していない状況です。
総括及び今後の取組方針				
施策の見直しによる、農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し及び日本型直接支払制度の創設と4つの改革の周知を行い、浸透及び推進を図っていきます。 国家戦略として担い手への農地集積・集約化、担い手の育成による構造改革の推進を図るため、市内全域をカバーできる状態の「人・農地プラン」の更新を迅速に進めていきます。 持続可能な農業経営を行うためには、農地の集積が必須条件と成ります。そのために、ほ場整備事業が実施可能な潜在地域を把握し、関係権利者の合意形成に努めながら積極的に推進していきます。 農業用ため池については、農業用水の確保はもとより、豪雨や地震による大きな被害が発生しないよう、市民の安心・安全を確保するためにも、積極的に整備をしていきます。 食は、正しい食習慣を身につけ、生涯にわたり健康を維持し、生き生きと暮していくための基本となるほか、食を通じた豊かな人間形成や食の安全・安心、地産地消、食文化の継承など多様な役割効果が期待されます。引続き、食育を強力に推進していく必要があり、第2次5箇年食育推進計画(H26年3月策定)に基づき、これまでの周知重視から実践重視への取り組みに転換し、家庭や地域、学校、職場、関係機関・団体、行政等が一体となり、総ぐるみ運動として展開し、また、これまでの各分野に加え、ライフステージに応じたより実効性のある取り組みを推進していきます。				

4-2 林業の振興

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	計画的な森林整備の推進	C	農林振興課	林道の整備は、計画に基づき順調に事業を実施しています。一方間伐などの森林整備は、材価の低迷、林業の担い手不足により、計画どおりの進捗が図れていません。 有害鳥獣の被害防止は、年々捕獲頭数を増やし個体数調整を推進しているものの、被害額は横ばいで推移しています。
(2)	森林の保全・育成と総合的利活用	C	農林振興課	市民参加の森づくりとも言える森林ボランティアの実施、ペレットストーブによるバイオマスの利活用を推進してきましたが、取り巻く状況が年々変化しており、現状に合わなくなってきた施策もあります。
総括及び今後の取組方針				
森林林業を取り巻く環境は、長期にわたる材価の低迷により、採算性は著しく悪化しており、後継者不足、高齢化により、放置されるだけでなく、伐採後も植林されないまま、荒廃する森林が増加するなど、極めて厳しい状況が続いていることから、森林施業や路線の整理を推進していきます。また、市有林(分収林)で、標準伐期齢を越えた山林も多く、全伐し植林を行い、山林の更新を推進していきます。 有害鳥獣による被害が増加するとともに、広域化していることから、捕獲隊の組織化を強化、実施隊を設立していきます。 林道は、合理的な林業経営を行い、森林が有する多面的な機能を発揮するための適正な森林管理に必要な森林管理に必要不可欠な施設であり、地域産業の振興に大きな役割を果たしています。そこで、改修を行うことにより、通行の安全性や作業の効率化を確保していきます。				

4-3 商業の振興

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	商業振興体制の確立	B	産業創出課	東温市商工会が実施している「経営改善普及事業」及び「地域総合振興事業」に対して補助金を交付し、市内商工事業所の育成と振興を図っています。 ただし、全国的な傾向ですが、組織率が減少しており、本市商工会も、平成 26 年度末 55.3%で、前年度より 2.8 ポイントマイナスとなっています。 市内事業所の育成のためには、市と商工会が連携し取り組んでいく必要があります。
(2)	商業機能の強化	B	産業創出課	商工会との連携により、市内中小零細企業の経営体質、経営基盤の強化、後継者の育成、さらに、起業・創業支援などに取り組んでいますが、本市の活性化のために、引き続き支援をしていく必要があります。
(3)	商店街の環境・景観整備	C	産業創出課	本市に唯一残っている『横河原商店街』では、これまで「土曜夜市」などを実施し、地域の賑わいづくりに取り組んでいますが、誘客までにはつながっていません。 市民ニーズを把握し、商店街の活性化に繋がるよう、東温市中小零細企業振興円卓会議を中心に検討を行い、市と商工会が連携しながら取り組んでいきます。
総括及び今後の取組方針				
①商工会組織の充実強化 産業のまちづくり拠点と位置づけられる商工会の組織率の低下による組織の弱体化が懸念されていることから、商工会と連携を一層密にし、会員の増強と商業振興活性化に向けた各種活動の積極的かつ活発な展開等の推進支援を図り、商工会組織の充実強化に努めます。平成 25 年 3 月に策定した「中小零細企業振興基本条例」に基づく、より一層の中小零細企業の活性化を図ります。 ②商業振興 消費者ニーズに即した地域密着型のサービスの展開、経営の近代化に向けた各種融資制度の有効活用を促進します。 ③商店街の活性化対策 市内で唯一残っている横河原商店街の賑わいづくり(復活)のため、官民一体となって活性化対策に取り組めます。駅舎改築構想に基づく駅前広場や周辺商店街の整備等横河原駅周辺のまちづくりについて、横河原商工連盟による、現状把握等の調査及び先進事例研修により、今後の商店街活性化施策を見出していきます。				

4-4 工業の振興

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	産業振興体制の確立	A	産業創出課	『東温市中小零細企業振興基本条例』を平成 25 年 3 月に制定し、中小零細企業振興のための基本理念を定め、地域社会全体で、市内中小零細企業を応援していきます。
(2)	産業立地環境の整備	A	産業創出課	通信環境の向上のため、関係部門との連携のもと、民間事業者等と協調し、ケーブルテレビ網のエリア拡大を促進していきます。
(3)	企業誘致の推進	A	産業創出課	市内で誘致できる『エコの森工業団地』は、順調に企業立地が進み、平成 26 年 12 月現在で、残り 1 区画となっています。 新たな工業団地の整備に向け、検討を進めていきます。
(4)	中小企業の経営基盤の強化	B	産業創出課	『中小零細企業振興基本条例』をもとに、「東温市中小零細企業振興円卓会議を設置」し、市内の中小零細企業振興のための各種事業を検討し、各事業所の経営体質や経営基盤強化・安定を図るため、融資事業や利子補給事業を実施しています。
(5)	産業支援・研究開発体制の整備	B	産業創出課	各担当課において、個別に愛媛大学と連携しながら、地域の課題に対して、迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与しています。 また、国や県の関係機関と連携しながら、市内中小零細企業の販路開拓・拡大、技術力の向上、人材育成及び新産業創出等を支援しています。
総括及び今後の取組方針				
①産業振興体制の確立 産業の振興は、雇用拡大や市の自主財源確保等地域経済や地域活性化への貢献度は非常に高いことから、市内事業所を訪問する等、事業所のニーズ等を把握しながら、中小零細企業振興基本条例を基に、東温市中小零細企業振興円卓会議を設置し、中小零細企業振興のための各種事業検討を進めるほか、愛媛大学のCOC事業にも参画し、更なる地域活性化方策を検討します。 ②企業誘致の推進 現在誘致できる工業団地であるエコの森工業団地は、順調に企業立地が進み、平成 26 年 12 月現在で、残り1区画となっていますが、誘致できる工業団地がないことが現在の課題であることから、今後は、新たな工業団地の整備に向けた検討を進めます。 ③中小企業の経営基盤の強化 従前どおり、商工会とも連携を密にし、企業経営の安定化等に向けた各種融資制度の活用や拡充を進めます。 ④産業支援・研究開発体制の整備 地域ブランド創出を目指し、新たな一次製品の開発、加工品開発、研究開発及び販路拡大等への支援を行います。また、農商工連携、6次産業化に関しても、関係機関と連携しながら、各農家及び事業所等のニーズにマッチした支援を行います。また、松山市や金融機関とも連携しながら、市内の中小零細企業のための逆商談会等を実施するなど、事業所のニーズに応じて、広域的にも支援を行います。				

4-5 観光・レクリエーションの振興

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	観光振興体制の確立	A	産業創出課	平成 24 年 4 月 1 日、「東温市観光協会」から「東温市観光物産協会」となり、従来の観光事業に加え、市産品の販売などにより、より東温市の魅力を伝えることができるようになっています。 今後は、観光物産協会の法人化を目指し、更なる支援を行うとともに、市と協会が連携し、観光振興に取り組んでいきます。
(2)	観光・レクリエーション施設の充実	B	産業創出課	① 観光地のトイレ等の維持管理に努め、利用者の利便性の向上に努めました。 ② ふるさと交流館さくらの湯については、入館者(入館料等の収益)の減少に苦慮しているところですが、利用者が安心して利用できる温浴施設の運営に心がけ、施設の老朽化対策と光熱費等のコストの削減に努めてきました。さまざまな経営改善の取り組みにより、軽食コーナーやさくら市場の収入が増加するなど成果として現れてきています。
(3)	市内観光ルートの開発	B	産業創出課	愛媛大学との連携により作成した『東温市地域観光マップ』をもとに、新たな市内観光ルートを作成し、観光物産協会に委託してモニターツアーを開催しました。 モニターツアーのアンケート結果を検証し、旅行会社と商品開発に向けて取り組んでいます。
(4)	農林業と連携した体験交流機能の拡充	B	産業創出課	愛媛大学との連携により作成した『東温市地域観光マップ』をもとに、新たな市内観光ルートを作成し、観光物産協会に委託してモニターツアーを開催しました。 モニターツアーには、地元食材を活用した昼食やピザづくり体験、さらに、お米の食べ比べ体験などを取り入れ、高評価を得ています。
(5)	祭り・イベント等の充実	B	産業創出課	観月祭、どてかぼちゃカーニバルの東温市を代表するイベントや、白猪の滝、白糸の滝等の観光地について情報発信やPRに努めました。
(6)	広域観光体制の充実とPR活動等の強化	B	産業創出課	① 松山市、砥部町との広域連携のもと、広域観光ルートの設定やPR活動の強化などに取り組んでいます。 ② 市及び観光物産協会のホームページにより、イベントや観光地の情報提供に努めました。
総括及び今後の取組方針				
①観光振興体制の確立 観光を核とした産業の振興と交流人口拡大による地域活性化を図る観点から、観光物産協会の充実に向けた支援を行います。 ②観光・レクリエーション施設の充実 本市の観光交流拠点である「ふるさと交流館・さくらの湯」の老朽化対策、農産物直売所「さくら市場」の充実に努めるとともに、経営の健全化に向けた検討を行います。また、観光地のトイレ整備や維持管理に努め、観光客の利便性の向上を図ります。 ③市内観光ルートの開発 市内の自然や歴史、文化など地域資源やサイクリングや東温アルプス登山などを組み入れた観光ルートの開発・PRに取り組めます。 ④農林業と連携した体験交流の充実 農林業体験や濁酒蔵元、農家レストランを活用したツアーの開発・PRに取り組めます。 ⑤祭り、イベント等の充実 集客力が期待される観月祭や白猪の滝まつり、どてかぼちゃカーニバル等イベントの充実化に向けた支援を行います。 ⑥広域観光体制の充実とPR活動等の強化 松山市、砥部町との広域観光の充実を図るとともに観光キャラバン等によるPR活動や観光ホームページの活用を図ります。				

4-6 雇用・勤労者福祉の充実

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	雇用機会の確保と雇用の促進	B	産業創出課	緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生事業により臨時的・一時的なつなぎ就業の機会を提供するとともに、地域雇用創造協議会による安定的な求職活動を支援しました。
(2)	勤労者福祉の充実	B	産業創出課	労働条件の向上や働きやすい環境づくり、文化・スポーツ・レクリエーションの場の充実等について、事業所への啓発活動はあまりできていません。平成26年度から担当者による市内事業所訪問を実施しており、その際に啓発・情報発信を行っていきます。 四国労働金庫との提携による住宅資金・教育資金の融資を推進し、勤労者福祉の向上に努めます。
総括及び今後の取組方針				
①新たな工業団地の建設 新たな雇用創出による地域活性化は重要な課題であり、市内における雇用の場を確保するため、新たな工業団地の建設に取り組めます。 ②雇用機会の確保と雇用の促進 緊急雇用対策事業を活用し、多様な「人づくり」により、若者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大の環境を整備するとともに、賃金の上昇等処遇改善に向けた取り組みを推進します。 ③勤労者福祉の充実 働きやすい環境整備や労働条件の向上等勤労者が健康でより快適に就業できる環境づくりのため、事業所への啓発等を積極的に推進します。また、四国労働金庫との提携による住宅資金・教育資金の融資を推進し、勤労者の福祉の向上に努めます。				

5 自然と調和する快適な都市基盤のまち

5-1 調和のとれた土地利用の推進

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	土地利用の総合的推進	A	国土調査課	基本計画に掲げた、土地利用を推進していくために、地籍調査完了時点で、他の区画整理による換地成果、圃場整備事業による換地成果等とのデータ統合を検討し、一体的に利用できるよう検討を進めます。
(2)	適正な土地利用への誘導	A	国土調査課	地籍調査完了時点で、換地成果との一体的な運用により、土地利用区分に応じた適正な規制・誘導を図ります。
(3)	地籍調査の推進と成果の活用	A	国土調査課	土地の適正で有効な利用を図るため、本市においては平成 29 年度末に、地籍調査事業を完了させるため計画的に推進しています。 事業完了後は、成果の有効活用に向けた取り組みを推進します。
総括及び今後の取組方針				
3年後の事業完了後においては、他事業との情報の統一化を迅速に行い、情報技術を有効に活用し、地籍調査成果を全庁的に利用可能なシステムへ拡張し、住民の求める多様なニーズにすばやく対応できるよう、情報の統一化を進める計画を行います。				

5-2 魅力ある市街地の整備

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	都市づくり体制の確立	B	都市整備課	志津川土地区画整理事業の実施過程においては、住民ワークショップを開催しまちづくりガイドラインを策定するなど、官民協働のまちづくりを実施しています。
(2)	市街地の計画的整備	B	都市整備課	① 志津川地区の土地区画整理事業では、住民ワークショップを通してまちづくりガイドライン(地区計画を含む)の策定を行うなど、市民参画の整備手法により、基盤施設の先進的、一体的整備を進め、土地の高度利用を図っています。 ② 横河原駅周辺環境整備に努めるとともに、商店街の環境・景観整備を推進し、にぎわいのある拠点づくりを行っています。 ③ 市街化区域への編入を計画している見奈良東地区(工業系)川内工業団地南地区(工業系)においては、環境と共生する優良企業や試験研究機関等の誘致に努めるとともに、住工混在の防止及び解消に努めるための地区計画の策定に取り組んでいます。 ④ 志津川地区土地区画整理事業の実施及び市街化区域編入協議に合せて総合的な調査を行いながら、市街化区域の拡大、用途地域の見直しを進めています。 ⑤ 目指す人口規模や今後の住宅ニーズなどを勘案し、市街地に隣接する適当な区域において、農業環境との調和に配慮しつつ、地域特性に応じた市街地整備手法により、良好な市街地整備を進めています。
(3)	人と環境にやさしい市街地づくり	B	都市整備課	志津川土地区画整理事業地内においては、歩行者優先のまちづくりを推進するため自動車速度抑制や通過交通の進入防止を目的としたイメージハンプの設置を行うなど、人と環境にやさしい歩いて暮らせるまちの実現に向け、安全で歩きやすい歩行空間の創造、公共交通機関の利用促進、環境・景観の保全と創造、防災機能の向上などに留意した整備を総合的に実施しています。
総括及び今後の取組方針				
今後も土地区画整理事業や地区計画など、地域の特性に応じた市民参画の整備手法により、秩序ある都市基盤の整備を進め、土地の高度利用を推進していきます。また、少子高齢化に対応した集約型のまちづくりを目指し駅周辺の環境整備に努めるとともに、商店街の環境・景観整備を推進し、にぎわいのある拠点づくりを推進します。 工業地域においては、環境と共生する優良企業の誘致に努めることが重要であり、市街地整備の進捗状況や土地利用の動向を把握しながら、必要に応じて都市計画区域や市街化区域の拡大、用途地域の見直しを検討し、農業環境との調和に配慮しつつ、良好な市街地整備を進めることが重要です。				

5-3 景観の形成

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	景観形成の総合的推進	A	都市整備課	平成 24 年度に志津川まちづくりガイドラインを作成し、良好な景観形成の実現に努めています。 今後はさらに景観計画の策定を行い計画的な施策の展開を図ります。
(2)	既成市街地の伝統的街並みの再生	C	都市整備課	既成市街地の伝統的な街並みの再生に向け、横河原駅周辺整備事業を実施し、横河原地区の環境整備に努めています。現在、横河原 10 号線の整備計画を進めており、横河原駅周辺を新たな交流拠点として、地域の活性化を図っていきます。
(3)	田園景観の保全・創出	D	都市整備課	① 志津川地区で取り組んでいる景観形成の取り組みを市域全体に広げ豊かな田園景観の保全に努めます。 ② 市民団体と協力し、休耕田を利用した「ひまわりプロジェクト」を行っているところです。設備や人手が不足しているなど様々な問題がある中で、実施方法をさらに検討し、事業継続を図ります。
(4)	新市街地の都市景観の創出	B	都市整備課	志津川土地区画整理事業では、イメージハンプの設置や道路のLED照明の設置など公共施設の高品位化を図るとともに、住民主体で策定する地区計画やガイドラインにより建築物等のコントロールを行い、誰もが快適と感ぜられる市街地景観の形成を図っています。
(5)	水辺の自然景観の保全	B	都市整備課	水辺の景勝地や河川、泉などについては、自然環境に配慮した工法や材料の使用に努め自然景観に配慮した整備に努めています。
総括及び今後の取組方針				
志津川土地区画整理事業地区においては、まちづくりガイドラインを策定するなど、景観に配慮した美しいまちづくりに取り組んでおり、ガイドラインに沿った美しい街並み形成が実証されつつあります。この取り組みが東温市全体に波及するよう、住民と協働してワークショップを開催するなど、地域の実情や市民のニーズを把握し、良好な景観形成を実現するため景観計画の策定を行い総合的かつ計画的な景観形成を推進していきます。 また、横河原駅周辺や旧こんぴら街道については、商店街の衰退への対応と伝統的街並みの継承に向け、住民との協働のもと、建築物や道路、水路等の歴史的・伝統的景観の再生を進めにぎわいのある街並みの形成に努めます。				

5-4 住宅・宅地の整備

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	良好な住宅地の形成	A	都市整備課	① 平成 21 年度より志津川地区土地区画整理事業に着手し、住居系市街地の整備に取り組んでおり、平成 27 年度の完了を予定しています。 ② 東温市土地開発公社では、過疎化の進む上林地区の定住促進策として平成 16 年度に上林五本松住宅団地の造成事業を実施し、中山間地域の活性化に取り組んでいます。 ③ 平成 21 年度より実施の志津川土地区画整理事業では、まちづくりガイドライン(地区計画を含む)の策定を行い、質の高い住環境づくりと環境に配慮した個性ある住宅地の形成に取り組んでいます。
(2)	市営住宅の整備	B	都市整備課	計画的に浴室衛生設備の設置やバリアフリー化を行い、総合的な居住環境の向上を図ることができましたが、建替えによる公営住宅不足の状況を解消することはできませんでした。
総括及び今後の取組方針				
平成 22 年度に策定した市営住宅長寿命化計画を平成 27 年度に見直し、市営住宅の建替更新・住戸改善を計画的に実施し、入居者が安心・安全に生活できる市営住宅ストックの管理・運営を図ります。				

5-5 道路・交通網の整備

主要施策		評価	担当課	達成度の説明
(1)	国・県道の整備促進	C	建設課	国道・県道の整備については、関係機関への要望活動等により順次整備が図られています。しかしながら、厳しい財政状況下であることから、事業費の確保が難しく進捗率が低い状況です。
(2)	市道の整備	B	建設課	幹線道路は多機能な効果が期待できる公共財産であるため幹線道路の整備については、積極的に交付金等を活用し順次整備を進めています。また、市民に身近な生活道路の整備については、市民からの要望より順次整備を図っています。
(3)	人と環境にやさしいうるおいある道路空間づくり	D	都市整備課	道路のバリアフリー化、環境・景観に配慮した道路整備については、事業に着手して間もないことから、十分な成果が上がっていない状況です。
(4)	パーク・アンド・ライドの促進	D	都市整備課	駅周辺は既に市街化が進んでおり、パーク・アンド・ライド駐車場を新たに整備することは費用的に困難であることから、市有地をパーク・アンド・ライド駐車場として活用した取り組みを平成 26 年度から開始しました。
(5)	公共交通機関の利便性向上	B	都市整備課	市内バス路線の維持・活性化を目的に、運行事業者と協力し路線の再編に取り組んでいます。また、伊予鉄道㈱と協力し、交通結節点である横河原駅の整備を順次進めています。
(6)	新たな公共交通システムの整備検討	C	都市整備課	地域公共交通総合連携計画を平成 22 年度に策定し、山間バス路線において試験運行を3年間実施しました。この試験運行の評価結果に基づき、新たな公共交通システムとして予約制乗合タクシーの実証運行を開始しました。
総括及び今後の取組方針				
道路の整備は、地域の活性化また減災・防災の観点からも重要な社会基盤整備であることから、限られた予算の中、道路事業の優先順位付けを行ないつつ、計画的に整備促進を図ります。また、今後は橋梁等道路施設の点検等を計画的に行い、適切な維持管理に努め道路施設の長寿命化を図ります。 公共交通については、これまで以上にまちづくりとの関係性を重視した取り組みを新たに計画し、市の地域資源である『鉄道』を最大限活用した施策を推進していきます。また、地域のおでかけ手段の確保に向け、既存の鉄道やバス路線を維持しつつ、地域で考え、地域に合った、地域で動かす生活交通の実現化に取り組んでいきます。				

5-6 情報化の推進

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	電子自治体の構築と情報化の推進	A	企画財政課	① 平成 23 年度には総合行政(基幹系)システムの大規模な更改を実施し、新規システムや出力帳票の追加といった機能強化及び指静脈認証、データベースへのアクセス制限等といったセキュリティ強化を図ることができました。また、プロポーザルによる業者選定方式により5年間の TCO(システム導入維持管理総額)の抑制が実現しました。 ② 情報系システムの安定稼動に加え、サーバー群を仮想化することで、ハードウェアの導入経費の抑制を実現しました。グループウェアを利用したの公用車管理、行政改革情報の共有化を実施し、有効利用に努めました。 ③ ホームページの更改により、市民目線のより分かりやすいウェブページの作成を図ることができました。また、問合せメールの受信に際し関係課職員へアラートすることで、より迅速な対応ができるようになりました。今後も観光情報、行政情報等の情報発信は市内外を問わず、さらに充実させる必要があります。 ④ 体育施設予約、図書館蔵書検索、電子申告の利用者をさらに向上させ、業務効率化を図る必要があります。 ⑤ インターネットの急速な普及により、市民の行政情報収集方法も変化しています。事業達成度、経費削減の観点から、地域イントラネット事業の抜本的な見直しを行い、行政情報提供システム(議会中継、TV広報とうおん)はホームページでの映像配信に切り替えました。 ⑥ 地上デジタル放送の難視対策は、共聴施設の新設・高性能等アンテナの設置により、全ての難視地域において対策が完了しました。
(2)	情報化の環境づくり	A	企画財政課	① ホームページはもとより、平成 25 年度には行政情報を携帯電話メールを通じ、登録者へ一斉に配信する「とうおんメール」サービスを開始しました。今後も各種イベント等での周知により、利用者の増加に努めます。また、近年の公共的な情報共有サイト(フェイスブック、ツイッター等ソーシャルメディア)の普及に伴い、平成26年度には本市公式アカウントを開設し、市政情報、観光情報、市のPR情報を発信しています。 ② 情報化の推進にあたっては各課からの要望を集約し、庁内課長級以上の職員で組織する情報化推進委員会で厳正な審査を実施しています。システム新規導入に際しては、TCOの観点からプロポーザル方式による業者選定を前提とし、総合的な判断に基づき最も適したシステムの導入に努めています。 ③ 平成 25 年度には東温市情報セキュリティポリシーを改正し、セキュリティ対策基準及び緊急時対応計画を定め、システムの適切な運用及びセキュリティの向上を図りました。また、平成 26 年度には全職員を対象に、情報漏えいやシステムの不正使用、個人情報保護等に関する e-ラーニング研修を実施し、情報セキュリティに対する意識の向上に努めました。

総括及び今後の取組方針

平成 27 年 10 月には、国の ITC 重要施策である個人番号制度（マイナンバー制度）が施行されます。法施行に向けた適切な対応を図るため、平成 26、27、28 年度に、住基、税、社会保障関係システム（基幹系システム）のマイナンバー対応改修を実施します。さらに平成 28 年度には他団体との情報連携基盤が構築されるため、インフラ整備についての確に対応します。

行政情報や観光情報の発信は、各課横断的に連携することはもちろん、地域との連携が重要です。インターネットを利用した市民参画型のまちづくりに寄与するため、積極的な情報提供に努めます。

平成 26 年度に、情報技術の活用による業務の効率化、迅速化を図るため、統合型 GIS（地理情報システム）を導入しました。今後は部署間の連携を図りつつ、地籍データ及び各課で整備されたデータの庁内横断的な利用を促進し、多様なニーズに素早く対応することを計画していきます。

東温市の山間地域の一部では、インターネットの利用において、採算性等の理由から民間事業者の自主整備が難しい状況となっています。情報通信基盤の整備は、災害時の通信手段としても重要なインフラであると認識し、民間事業者と協働した取り組みを検討していきます。

6 みんなでつくる協働・自立のまち

6-1 人権尊重のまちづくりの推進

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	人権教育・啓発推進活動体制の充実	B	社会福祉課	年2回、社会福祉課(福祉館・人権対策協議会)、生涯学習課(人権教育協議会)、人権擁護委員による勉強会や活動報告を行い、連携強化を図っています。 今後は、指導者の育成についても考えていく必要があります。
(2)	あらゆる場を通じた人権教育・啓発活動の推進	B	社会福祉課	平成18年度から人権擁護委員とともに人権啓発事業として、市内の小・中学校を対象に「人権の花」運動を実施し、啓発を行っています。また、各種講演会等で啓発物品やリーフレットを配布し、啓発に努めました。
(3)	人権相談・支援の充実	B	社会福祉課	人権擁護委員による特設人権相談所の開設や東温市福祉館事業のじんけん相談を実施するなど、相談機会の充実を図りました。 人権侵害等については、関係機関へつなげるなど、適切な対応に努めました。
総括及び今後の取組方針				
市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を認識し、人権に関する知識・理解を深め、人権意識を高めていくために、今後も引き続き講演会や研修会を積極的に開催し、関係機関等とも連携を図りながら、人権教育や啓発活動を推進していきます。				

6-2 男女共同参画社会の形成

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	男女共同参画社会への啓発・教育の推進	B	総務課	平成 23 年度から市民・職員を対象に、男女共同参画社会の実現に向けた意識の向上を目的に、講演会・研修会を実施しています。更なる意識向上のために継続して実施する必要があると考えます。
(2)	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	B	総務課	関係課と協力、連携し、審議会等委員の女性の占める割合を高めるよう努めていますが、要綱等で各種団体の長と定められている場合が多く、思うように登用が進んでいません。現在の東温市男女共同参画計画には数値目標は掲げていませんが、「社会のあらゆる分野において女性の占める割合を 2020 年までに少なくとも 30%」という国の方針を踏まえ、今後も関係課と連携し、積極的な登用を働きかけていく必要があります。
(3)	労働・雇用における男女共同参画の推進	B	総務課	平成 25 年度から「東温市中小零細企業振興基本条例」を施行し、平成 26 年度から中小零細企業振興円卓会議及び小委員会等で、男女共同参画型の職場の環境整備について話し合う機会を持ち始めたところです。 また、子育てや介護等への支援については、児童クラブ、病児病後児保育、ファミリーサポートセンター、地域包括支援センター等さまざまな事業を展開し、安心して子育てできる環境の整備や高齢者が生き生きと暮らせる条件整備に努めています。
(4)	暴力の根絶と女性の健康づくりの支援	A	総務課	広報紙にDVIに関する情報を掲載するなど、啓発を行っています。また、相談があった際には、関係機関と協力、連携し、解決に向けて協議します。 健康づくりの支援においては、自己管理意識の向上や生活習慣の向上を図ることを目的に、健康教室、健康相談、訪問等を行い、健康づくりに関する知識と技術の情報提供を行っています。
総括及び今後の取組方針				
少子・高齢化の一層の進行、家族状況や地域環境の変化、情報化の進展など社会が激変していく中で、この変化に対応していくためには、性別を問わず、全ての人がそれぞれの個性や能力を発揮し、地域社会の一員として貢献できる「男女共同参画社会づくり」を推進していく必要があります。 これまで「東温市男女共同参画計画」に基づき、様々な施策を総合的に実施してきましたが、社会情勢はこの 10 年間で大きく変化した。新たな支援の必要性や課題が出てきています。現在の「男女共同参画計画」の計画期間（平成 18 年度から平成 27 年度の 10 年間）が平成 27 年度をもって満了となるため、国の「第4次男女共同参画基本計画」、また県の「第2次男女共同参画計画」の内容を反映させた、実効性を高める計画を策定予定であり、更なる男女共同参画社会の実現に向けて、市民や事業所と互いに連携、協働しながら計画的に施策を推進していきます。				

6-3 地域コミュニティの育成

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	コミュニティ意識の高揚	C	総務課	現在、区長会等の要望を受け、市民の転入時に組加入を勧めるチラシを配布していますが、自治会加入率の向上までには繋がっていない状況です。
(2)	コミュニティ施設の整備充実	A	総務課	集会所の耐震対策のためにコミュニティ施設整備事業補助金交付要綱を改正し、施設整備の充実に努めています。
(3)	コミュニティ活動の活性化支援	D	総務課	現在、コミュニティ活動推進事業委託料を交付することにより、各区・組の自主的なコミュニティ活動の推進を間接的に支援していますが、地域リーダーの育成については図れていない状況です。
総括及び今後の取組方針				
地域コミュニティの機能の低下により、地域によっては、地域で守り育てる子育て機能の低下、火災や地震等に対する地域防災機能の低下、祭りや年中行事の継続困難による地域文化の衰退などの問題が顕在化しています。 こうした厳しい状況を乗り越え、元気なまちをつくっていくためには、地域コミュニティを支える住民、企業、行政等が力を合わせ、自発的に様々な地域課題の解決に取り組んでいくことが重要になっています。 このため、住民同士が互いに支え合う「地域の絆」を再生し、地域コミュニティの活性化を図っていくため、自主防災組織の活性化や集落支援員による様々な地域課題の解決に向けた新たな活動などを支援・推進するとともに、多くの市民の方々にコミュニティ活動へ興味をもっていただき、様々な活動へ参加していただくため、各地の特色あるコミュニティ活動の情報をホームページや広報誌などを活用して広く発信していく必要があります。 なお、地域コミュニティ活動の拠点となる地区集会所施設等の整備(耐震改修を含む。)についても引き続き積極的に取り組んでいきます。				

6-4 市民と行政との協働のまちづくりの推進

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	協働のまちづくりの総合的推進	E	総務課	自治基本条例の制定に関しては、県内では2市3町で条例が制定されているものの、計画策定時と比較して、制定する自治体の広がりや乏しい状況であり、また制定に向けた市民の関心も特段に高まっていないことから、検討は進んでいない状況です。
(2)	広報・広聴活動の充実	B	総務課	広報とうおん等の内容充実、意見箱の設置、各種アンケートについては達成しています。さらに、東温メールなどで、広報活動を推進しています。 ホームページも定期的に内容を充実させ、有効活用を図っています。
(3)	情報公開の推進	A	総務課	東温市情報公開条例に基づき、適切な公開に努めています。
(4)	まちづくりに関する学習機会の提供	E	総務課	協働のまちづくりの意義等についての学習機会は提供ができていない状態です。
(5)	行政計画策定等へ参画・協働の促進	B	総務課	各種計画等を策定する際には、市民の参画を得て、広く意見を反映するため、広報誌やホームページを通じて委員の公募やパブリックコメントを実施しています。
(6)	公共施設整備・管理等への参画・協働の促進	B	総務課	市内の体育施設(ツインドーム、重信トレーニングセンター、川内体育センター)において、指定管理者制度を導入しており、引き続き他の施設においても導入を検討しています。
(7)	多様な市民団体、ボランティア等の育成	B	総務課	既存の市民団体やボランティア団体の中には構成メンバーの高齢化等により活動の停滞が進んでいるところがあり、さらなる育成・支援を図るとともに、若者の参加を促す必要があります。NPO法人については、自主的に立ち上げた団体の把握のみで、具体的な支援や協働に向けての取り組みが今後の課題です。
総括及び今後の取組方針				
市民と行政との協働のまちづくりの推進のためには、市民への積極的な情報公開による市政の透明性の確保が重要です。今後、広報・広聴活動の充実を図るため、ホームページの充実や電子メールの活用など、時代に則した広報活動に取り組めます。また、自治会、市民団体、企業、NPOなどと調整を図りながら進めていく必要があります。				

6-5 自立した自治体経営の推進

主要施策		評価	主担当課	達成度の説明
(1)	行政評価システムの研究・導入	B	企画財政課	平成 20 年度から行政評価システムの構築に取り組み、職員研修やプレ評価を踏まえ、平成 22 年度から本格的な運用を実施しています。 行政評価の導入により、既存事業の見直しや課題の改善に一定の成果を得ています。
(2)	組織・機構の改革	A	総務課	平成 26 年度には組織機構再編プロジェクトチームを設置し、①市民の視点に立った分かりやすい組織、②類似業務の集約、③業務量とバランスの取れた職員配置、④庁舎の有効利用、⑤簡素で効率的な組織といった 5 つの基本方針のもと、協議・検討を重ねた結果、平成 27 年 4 月には平成 21 年以来となる大規模な組織機構再編を実施しました。
(3)	事務事業の見直しと定員管理・給与の適正化	B	企画財政課	① 事務事業評価を取り入れることで毎年事務事業の見直しを行っています。施設・機械設備等の保守点検や施設内外の維持管理業務を、民間等事業者に委ねることで簡素で効率的な管理と経費の削減を図っています。なお、組織機構の再編に併せて事務分掌の見直しを行いました。 ② 平成 28 年度からの人事評価制度の本格導入に向けて現在試行中です。
(4)	総合窓口の整備	B	企画財政課	窓口担当職員による「窓口サービス向上委員会」を設置し、各窓口における情報・知識の共有を図り、来庁者の立場に沿った分かりやすい窓口サービスの提供を目指しています。 組織機構の見直しや窓口業務の集約により、庁舎内各フロアを来庁者の利便性に配慮したレイアウトに変更する等本市に適した窓口環境の整備に努めています。
(5)	広域行政の推進	B	企画財政課	愛媛県・市町連携推進本部を中心とする県と市町の連携・一体化の取り組みを実施しており、毎年一定の効果を得ると共に、評価・課題・問題点の情報共有を行うことでさらなる向上を目指しています。中予地方局地域政策懇談会による市町や企業、NPO等との連携による施策運営の検討なども行っています。
(6)	自主性・自立性の高い財政運営の推進	C	企画財政課	① 証明手数料の見直し、地方税滞納整理機構との連携・強化やインターネット公売による財産処分の定着化などを図りました。 ② 東温市補助金等審査委員会からの答申を受け、補助金に関する規則や適用基準を整備し、交付方法も活動実績に応じた補助金交付とするなど、補助金の使途や費用対効果を検証し、適正な補助金交付に努めました。 ③ 入札制度においては技術力等を考慮した総合的な採用方式のための整備を進め、各分野においてプロポーザル方式への転換を図りました。 ④ 財産台帳の整備に向けては、現在取り組み途中の状態であることから早期実現を目指す必要があります。

総括及び今後の取組方針

人口の減少が現実的なものとなり、多様で高度化する市民ニーズに応え、効率的で健全な自治体経営を推進していくため、市民との協働を基本とした分権型社会の形成に向けた取り組みを推進していきます。

また、事務事業を十分精査し、廃止、縮小、統合等を視野に入れた見直しを図るとともに、市・市民・事業者の役割分担の適正化を図り、民間委託等の推進など、事務事業の簡素化・効率化を推進し、併せて、市民サービスの一層の向上、職員の政策形成能力など資質向上に努めていきます。

なお、県や周辺自治体と相互に連携を図りながら、個々の自治体では対応が困難な行政サービスを効果的・効率的に提供していく広域行政への取り組みを推進していきます。